

全国一斉LPガス保安高度化運動
LPガス保安高度化マニュアル

平成21年度版



社団法人 エルピーガス協会

はじめに

今年度は、平成16年度から実施してきた全国一斉LPガス保安高度化運動の最終年度にあたります。本運動では、各種機器の期限管理、CO中毒事故防止、安全機器の設置などLPガス事故防止対策の徹底を図ってきました。

しかしながら、平成18年以降事故が200件を超えていることから早急な対策を講じる必要があります。

平成21年度は重点項目として、「CO中毒事故防止」、「販売事業者に起因する事故防止」、「一般消費者への周知・啓発活動」の3つを掲げています。

CO中毒事故防止については、当該事故が発生すると重大事故につながる可能性が高いこと等から掲げたものです。特に、平成20年には業務用厨房において換気不足による死亡事故が2件発生しています。

また、本年も7月末時点において既に10件（うち8件が業務用厨房）のCO中毒事故が発生し、死者や多数の中毒者が出ています。

販売事業者に起因する事故防止については、容器と高圧ホースの接続不良や器具等の劣化・腐食などの販売事業者に起因する事故が減少せず、平成19年、平成20年ともに全体の3割近くに上っていること等により掲げたものです。

一般消費者への周知・啓発活動についてはお客様のミスや換気不良等のお客様に認識があれば防止できたと思われる事故が依然として多いため掲げたものです。

なお、業務用施設や多くの人が入り出する施設の事故が近年増加傾向にあります。業務用事故はひとたび発生するとお客様や従業員等に被害を与える可能性が高いため、事故防止に細心の注意を払う必要があります。

以上を踏まえ、事故の撲滅を目指すなど本運動の趣旨達成に向けてご尽力くださいますようお願いいたします。

平成21年9月
(社)エルピーガス協会

目次

平成21年度の重点項目について

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. CO中毒事故防止 | 1 |
| (1) 不完全燃焼防止装置のない器具の交換促進 | 2 |
| (2) 業務用厨房や多くの人が入り出りする施設に対する注意喚起 | 5 |
| (3) 開放式湯沸器の使用者への注意喚起 | 23 |
| 換気や再点火等の注意喚起 | 23 |
| お客様から要請があった場合のCO点検 | 23 |
| 2. 販売事業者に起因する事故防止 | 24 |
| (1) 工事ミス・作業ミスによる事故関係 | 25 |
| (2) 期限管理の徹底について | 26 |
| マイコンメータ | 27 |
| ガス漏れ警報器等 | 33 |
| 調整器 | 35 |
| 高圧・低圧ホース | 37 |
| 3. 一般消費者への周知・啓発活動 | 39 |

その他の実施項目について

| | |
|-------------------|----|
| 1. 質量販売事故防止 | 40 |
| 2. 安全装置付きガスコンロの設置 | 43 |
| 3. 埋設管点検 | 44 |
| 4. 法令遵守 | 45 |
| 5. 長期使用製品安全点検制度 | 46 |
| 6. その他の事故防止 | 49 |

参考

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 全国一斉LPガス保安高度化運動の状況調査について | 54 |
| 2. 保安貢献者表彰制度について | 56 |

資料編

| | |
|-----------------------------|----|
| 1. 平成20年LPガス一般消費者事故集計表 | 64 |
| 2. LPガス事故事例(平成20年) | 72 |
| 3. 平成21年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針 | 76 |
| 4. 最近の法令改正等について | 90 |

平成21年度の重点項目について

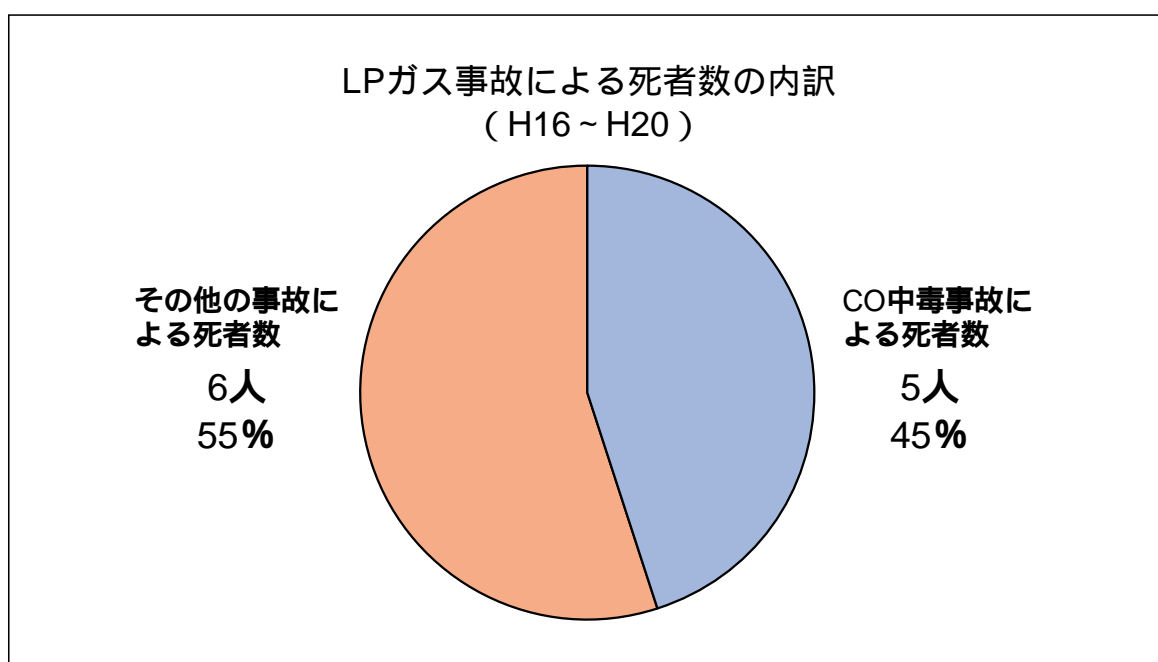
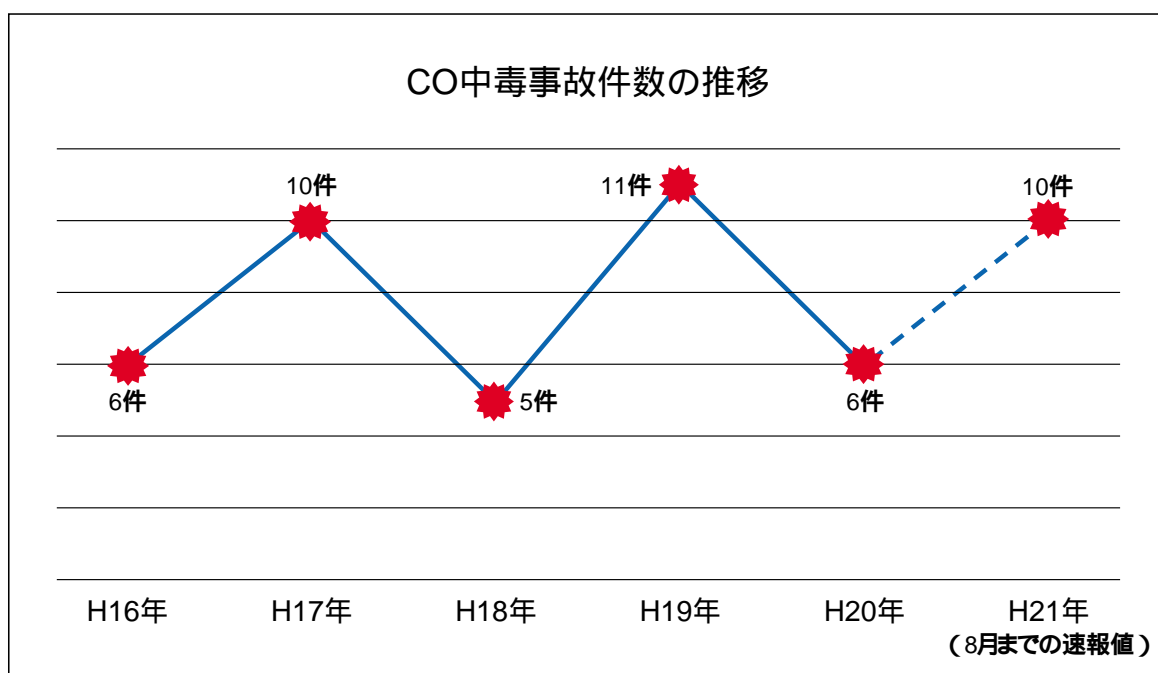
1. CO中毒事故防止

CO中毒事故防止については、ガス漏えいなどの他の事故に比べ、重大事故につながりやすいという傾向にあります。

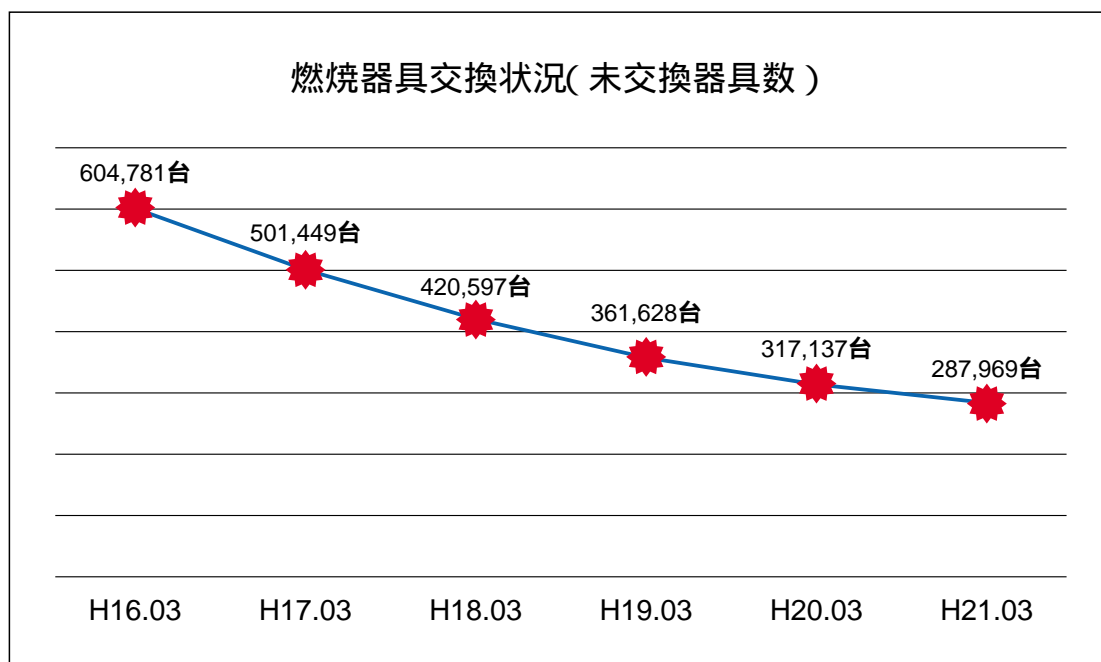
実際に平成20年はCO中毒事故が6件発生し2人が死亡しています。

なお、本年8月末時点で10件発生し3人が死亡しています。

このことから、早急な対策を講じる必要があります。



(1) 不完全燃焼防止装置のない器具の交換促進



「未交換器具数」とは次のものをいいます

湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)

〔開放式、CF(自然排気)式、FE(強制排気)式の湯沸器及び給湯器〕

風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)

〔CF式及びFE式風呂釜〕

排気筒(不具合のものに限る)

〔FF(強制給排気)式及びBF(自然給排気)式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒〕

保安高度化運動の開始から本年3月までで、不完全燃焼防止装置のない燃焼器具は半減しましたが、依然として30万台近く残っています。

また、平成19年以降は特に減少の幅が鈍っています。

-
- ・CO中毒事故の対策として、不完全燃焼防止装置の付いていない開放式湯沸器、開放式ガスストーブ、半密閉式燃焼器具から、不完全燃焼防止装置付燃焼器具、密閉式燃焼器具、屋外設置式燃焼器具への交換推進をお願いします。
 - ・構造的に排気筒等の取替えが不可能な場合はCO警報器等の設置推進をお願いします。
 - ・また、販売事業者は交換に応じないお客様に対して重点的な保安周知活動等を行い、CO中毒事故の防止をお願いします。
 - ・交換に応じないお客様については、次ページのパンフレット等を活用して再度交換のお願いをするとともに、必要に応じて、改善が図られるように、基準適合命令も視野に入れて都道府県等の行政と相談するようお願いします。なお、パンフレットは下記のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.lpg.or.jp/download/pdf/koukanrifu2009.pdf>

燃焼器具交換促進パンフレット

中毒事故はこんなに怖い！ 一酸化炭素 (CO) のからだに及ぼす影響は…

LPガス自体には毒性はありません。LPG、LPGを燃焼させたときの一酸化炭素が発生します。一酸化炭素はきつくて臭い毒物を利用して、その存在に気がつきません。わずかな量でも長い時間中毒状態になり、気づかぬうちに倒れることがあります。

軽度 頭痛でも、吐き気・めまい・耳鳴りを感じます。

気がついた時には遅い。意識がなくなるまで気がつくことがありません。

わずかでも長時間の中毒のCOでも、脳細胞は死んでしまいます。

さらに安心の備え！ 中毒事故などを未然に防ぐ安全の見張り番です。

| | | |
|---|---|---|
| 一酸化炭素(CO)警報器 不完全燃焼が発生した一酸化炭素を検出し、ブザーで音で知らせます。 | ガスもれ警報器 ガスがもれ出たのを検出し、ブザーで音で知らせます。 | 住宅用火災報知型警報器 火災一酸化炭素・ガスもれを検出し、ブザーで音で知らせます。 |
|---|---|---|

こんなときはすぐに連絡を！

- LPガス販売店が救急メーカーに、すぐ連絡を依頼してください。
- 症状・調査は無料で行いますが、修理や交換が必要ときは有料となります。

| | | | |
|-----------|------------|----------|----------------|
| 炎 | 炎が安定しない | 炎が黄色い | 炎が薄い |
| 操作 | 使用中に消火した | 異常的に着火する | 大勢ろしくにくい |
| 器具 | 異常音を立てて燃える | ガスの臭いがする | 運転中に排気ガスの臭いがする |

お宅の湯沸器や風呂釜には、**不完全燃焼防止装置が付けていません！**

このままで使い続けると、恐ろしい一酸化炭素(CO)中毒で死に至る危険性があります。

今すぐ交換を！

LPガス安全委員会 / 経済産業省

このようなことが起こる前に！
安全なガス器具へのご相談は…

この機会に「不完全燃焼防止装置付」や「屋外設置式」など、ぜひ！ 安心な機種への交換をお願いいたします。

こんなガス器具に、一酸化炭素(CO)中毒事故が起きています！

瞬間湯沸器

●瞬間燃焼やファン、給気口の詰まりにより不完全燃焼を招き、一酸化炭素が発生する危険性があります！

不完全燃焼防止装置付 瞬間湯沸器

不完全燃焼が発生した場合は、ガス供給が止まります。

湯沸器

●ファンが詰まるなどにより不完全燃焼を招き、一酸化炭素が発生する危険性があります！

不完全燃焼防止装置付 排気筒のある湯沸器

ファン(送風機)が詰まるなどにより不完全燃焼が発生した場合は、ガス供給が止まります。

風呂がま

●風呂に燃焼ガスが溜まる場合は、自然や換気等の自然換気だけでは換気不足となり、一酸化炭素が溜まる危険性があります！

屋外設置式 給湯器

屋外設置式の給湯器には、排気筒に接続する換気口を、壁内に設置する換気口があります。

一酸化炭素(CO)中毒について！

燃焼器具は安全、換気が不十分になったままで使用していると不完全燃焼を招き、一酸化炭素が発生します。一酸化炭素はきつくて臭い毒物を利用して、その存在に気がつきません。わずかな量でも長い時間中毒状態になり、気づかぬうちに倒れることがあります。

排気筒・煙突についてのご注意

- 排気筒・煙突の詰まりにより換気不足となり、一酸化炭素が溜まる危険性があります。
- 排気筒・煙突の詰まりにより換気不足となり、一酸化炭素が溜まる危険性があります。
- 排気筒・煙突の詰まりにより換気不足となり、一酸化炭素が溜まる危険性があります。
- 排気筒・煙突の詰まりにより換気不足となり、一酸化炭素が溜まる危険性があります。

上記のような場合は、LPガス販売店に連絡し、改善を依頼してください。

(2) 業務用厨房や多くの人が入り出る施設に対する注意喚起

事故の概要

平成20年の業務用厨房での事故は28件発生しています。

その主な原因としては、消費者に起因するもの(点火ミス、器具栓の誤開放、換気設備不作動等)が20件、他工事業者に起因するものが3件となっています。

なお、上記消費者に起因する事故のうち2件が死亡事故であり、いずれも換気が不十分であったことが原因と考えられています。

本年も多くのCO中毒事故が発生しており、中でも業務用施設や、学校、ホテル等多くの人が入り出る施設において、死者および多数の中毒者が出ています。

対策の内容

上記の状況にかんがみ、原子力安全・保安院は本年7月16日付けで注意喚起文書を発出しました。

また、当協会は、緊急に対策を講じるよう、本年7月31日付けで都道府県LPガス協会をはじめ当協会会員に対し文書を発出しました。この文書は、上記業務用厨房や多くの人が入り出る施設のユーザー(従業員等)は、より注意深く事故防止対策を施す必要があるとの認識のもと、LPガス販売事業者を通じて注意喚起をするよう要請したものです。

この趣旨を踏まえ、下記に列記した内容を参考に対策を実施してください。

業務用厨房や多くの人が入り出す施設に対する注意喚起の内容

1. 使用上の注意喚起を徹底する。

一酸化炭素(CO)は無臭であるため、自覚症状が出た時は手遅れの場合が多く、中毒により死に至る場合があることを十分認識させること。

CO中毒を防止するため、業務用施設や多くの人が集まる施設においてガス消費機器を使用する際には、換気(給排気)が十分であるか確認した上で、換気(給排気)設備等を稼働させることを従業者に周知徹底すること。

特に、夏季はエアコンを運転することから、ガス消費機器の使用中でも換気を止めたり厨房を密閉することがある。エアコンの運転如何に拘わらず、ガス消費機器を使用するときは、必ず換気(給排気)をするよう、従業者に周知徹底すること。

ガス消費機器の火がつきにくい、異臭がするなどの異常が起きた場合には、不完全燃焼を起こしている可能性があるため、LPガス販売事業者に連絡の上、至急、点検を受けるよう促すこと。

COの早期覚知のため、CO警報器又は業務用CO換気警報器の設置についても前向きに検討すること。

排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー部が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。

2. 安全機器(不燃防付き機器、CO(換気)警報器)等の設置を促進する。

不燃防のない開放式、CF式、FE式の湯沸器については、これまで通り交換を促すこと。

交換するまでの事故防止の手段として、CO警報器又は業務用CO換気警報器の普及促進を行うこと。

業務用パン焼き器、オープン、ゆで麺機、フライヤーなどは不完全燃焼防止装置が付いていない場合が多いことを使用者に認知させること(そのため、CO中毒事故の起こる可能性が大きいことを認識させること)。また、CO警報器又は業務用CO換気警報器の普及促進を行うこと。

経年劣化した機器については、事故を起こす可能性が大きいいため、極力交換を勧めること。

経済産業省

平成21年7月16日

社団法人エルピーガス協会 御中

経済産業省原子力安全・保安院 ガス安全課
NISA-241c-09-03
経済産業省原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課
NISA-278c-09-02

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒の防止に関する貴団体加盟事業者
による注意喚起の実施について（協力要請）

ご存じのとおり、業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故は、昨年、14件（都市ガス11件、LPガス3件）が発生し、昨年の4月18日、7月15日、8月1日の3回にわたり注意喚起を実施しているところです。

しかしながら、業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故が、本年もこれまでに、既に10件（都市ガス5件、LPガス5件）が発生（別添1）していることから、再度、注意喚起を実施することといたしました。

貴団体におかれましては、貴団体加盟事業者に以下の事項について、昨年の注意喚起の際に作成したチラシ（別添2）も活用していただき、業務用厨房施設への注意喚起を実施していただくよう、協力を要請いたします。

なお、別添2のチラシは当省のホームページの下記URLよりダウンロードすることができます。

http://www.nisa.meti.go.jp/10_lpgas/lpghoansyuuchi.htm

- 一酸化炭素中毒事故を防止するため、業務用厨房施設においてガス消費機器を使用する際には、給気が十分か確認した上で、換気設備を稼働させることを厨房作業者に周知徹底すること。
- 特に、夏季を迎えるにあたり、ガス消費機器の使用中にエアコンの効率を向上させるために換気設備を止めることや厨房を密閉したままでエアコンとガス消費機器等を同時使用させること等がないよう、厨房作業者に周知徹底すること。
- ガス消費機器に火がつきにくい、異臭がする場合には、ガス消費機器が不完全燃焼を起こしている可能性があるため、ガス事業者又は液化石油ガス販売事業者に連絡の上、至急、点検を受けること。
- 一酸化炭素の早期覚知のため、一酸化炭素警報器（不完全燃焼警報器）の設置についても前向きに検討すること。
- 排気ダクト、換気扇、ガス消費機器の給排気部及びバーナー部分が油、ほこり等で閉そくしないよう、常に清掃を心がけること。

別添1

平成17年以降の業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故(一覧表)

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|---|--------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2009年7月5日 長野 | 0 | 2 | 庭園内のフードコートの厨房において、パン焼き用オーブンを使用していた調理師2名が一酸化炭素中毒(軽症)となり、入院した。原因は、換気扇を回さずにパン焼き用オーブンを使用したことから、排気が室内に滞留したためと推定されるが、詳細は現在調査中。 | 業務用オーブン | 北沢産業(株) KSG-6-12-2T-8 (製造年不明) | LP |
| 2009年6月22日 宮崎 | 0 | 2 | 保育園の調理室において、ガスコンロを使用し調理をしていた調理師2名が一酸化炭素中毒(軽症)となり、病院へ搬送された。原因は、密閉した調理室内でガスコンロを使用したことから、給排気が不十分になり不完全燃焼を起こし、一酸化炭素中毒に至ったものと推定されるが、詳細は現在調査中。 | 業務用コンロ | 不明 | LP |
| 2009年6月12日 岐阜 | 0 | 3 | 菓子店の厨房において、調理をしていた従業員3名が一酸化炭素中毒(軽症)となり、入院した事故が発生した。原因は、厨房内の換気扇3基のうち2基しか作動していないことから、排気が室内に滞留したためと推定されるが、詳細は現在調査中。 | 業務用オーブン | (株)ワールド精機 FG32Y-D-PP (1997年8月製) FG-43YW-D-PPK (2006年9月製) | LP |
| 2009年4月15日 愛知 | 0 | 3 | 需要家から「会社食堂の厨房の洗浄室内で食器洗浄機を使用していたところ、同室内にいた従業員3名が気分が悪くなり病院へ搬送され一酸化炭素中毒と診断された。」との連絡を受け、ガス事業者が確認したところ、当該洗浄室内に設置されたガス機器は当該機器のみであり、事故発生当時、機器上部にある換気フード設備は稼働していたことを確認した。さらに事故直後、機器メーカーが食器洗浄機の排気口付近で測定した一酸化炭素濃度は0.01%程度であったことが判明している。なお、当該洗浄室内に一酸化炭素警報機は設置されていなかった。詳細調査中。 | 業務用 食器洗浄機 | 中西製作所 WGD-X23G4AT (2006年2月製) | 一般 |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|---|------------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2009年3月3日 兵庫 | 0 | 1 | 保育所において、需要家から「湯沸器の調子がおかしい」との連絡を受け、ガス事業者の販売協力店が3月4日に確認したところ、当該機器から高濃度の一酸化炭素が排出すること、当該機器を操作していた職員1名が気分が悪くなり病院に搬送されていたことを確認した。ガス事業者が調査したところ、当該機器の給気口の一部が埃により目詰まりし、点火・失火を繰り返す状態となっており、また搬送された職員は当該機器操作時に換気扇を使用していなかったことが判明している。詳細調査中。 | 瞬間湯沸器 | (株)ハーマン (現(株)ハーマンプロ) (大阪ガス(株)販売分) YR526 (品番:033-0056) (1994年12月製) | 一般 |
| 2009年1月30日 福島 | 0 | 4 | 葬祭場において、食器等を洗っていた従業員4名が一酸化炭素中毒(軽症)となり、入院した。原因は、瞬間湯沸器が埃詰まり等により給気不良となり高濃度の一酸化炭素を排気していたこと、排気筒の設置方法の不備により適切な換気が行われなかったことにより、一酸化炭素を含む排気が室内に滞留したためと推定される。 | 瞬間湯沸器 (FE式) | TOTO(株) RGH10EME (1994年9月製) | LP |
| 2009年1月26日 鹿児島 | 0 | 18 | 高等学校の集団給食室において、複数のガス燃焼機器を使用して調理実習中に、生徒17名、教員1名の計18名が一酸化炭素中毒となり病院に搬送された。原因は、窓を閉め切り、給気が不十分な状態で換気扇を使用したことにより室内が負圧状態となり、一酸化炭素を含むボイラーの排気が室内に漏れたことによるものと推定される。 | 貯湯式湯沸器 (ボイラー) | (株)巴商会 TGN-Y-1002 (1984年4月製) | LP |
| 2009年1月24日 東京 | 0 | 1 | 洋菓子店において、食器洗浄機に湯を供給するFE式瞬間湯沸かし器を使用していたところ、従業員1名が帰宅後も気分が悪いとして病院に搬送され、一酸化炭素中毒の可能性が高いと診断された。原因は、瞬間湯沸器が埃詰まり等により高濃度の一酸化炭素を排気していたこと、換気ダクトを稼働させずに瞬間湯沸器を使用したため排気が厨房内にあふれたことによるものと推定される。 また、CO警報器も期限切れであったことが判明している。 | 瞬間湯沸器 | (株)ノーリツ GQ-2421WZ-HP-2 (2003年4月製) | 一般 |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|---|-------------------------|---|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2009年1月16日 東京 | 0 | 1 | ラーメン店において、めんゆで器使用中、CO中毒となった。原因は、給気口をふさいだ状態で長時間使用したことにより、室内が酸欠状態となり、当該燃焼器が不完全燃焼を起こしたものと推定されるが、詳細調査中。 | 業務用 めんゆで器 | 不明 | 一般 |
| 2009年1月15日 東京 | 0 | 2 | ラーメン店において、営業中に2名の従業員の気分が悪くなり病院へ搬送され、一酸化炭素中毒と診断された。厨房にはめんゆで器、こんろがあり、いずれかの機器が何らかの原因で不完全燃焼となり一酸化炭素が発生したものと推定される。 | 業務用 めんゆで器、 業務用こんろ | 不明 | 一般 |
| 2008年10月24日 佐賀 | 0 | 6 | 結婚式場の配膳室において、食器洗浄機を使用中に従業員6名が気分が悪くなり病院へ搬送された。ガス事業者が当該機器の燃焼試験を行った結果、当該機器の排気口において0.125%超の一酸化炭素濃度を測定した。また、従業員は午前10時頃から当該機器を使用していたにも関わらず換気扇を使用しておらず、さらにスモークテストの結果、排気フードはほとんど排気を吸引しない状態であることが判明している。詳細調査中。 | 業務用 食器洗浄機 | 日本電子機器(株) GDH-40RF (1993年8月製) | 一般 |
| 2008年10月11日 千葉 | 0 | 1 | うどん店において業務用めんゆで器を使用中、アルバイト従業員1名が不調を訴え、病院にて軽い一酸化炭素中毒と診断され、入院した。ガス事業者による調査の結果、業務用めんゆで器の1台から高濃度(1.9%超)の一酸化炭素を含む排気ガスが排出されていることが判明している。なお、店員によれば、事故当日、ゆで麺器排気口前に置いてあった井にすすが付着していた、事故発生時に換気設備は使用していた、とのこと。詳細調査中。 | 業務用 ゆで麺器 | タニコー(株) TU-90AWN-10 (2006年3月製) | 一般 |
| 2008年10月8日 兵庫 | 0 | 5 | 菓子工場において業務用蒸し器を使用していたところ、従業員5名一酸化炭素中毒になり、病院へ搬送された。当該蒸し器から高濃度(0.125%)の一酸化炭素を含む排気が測定されており、蒸し器が不完全燃焼を起こした事が一因と推定されるが、事故当時の換気設備運転状況も含め、原因調査中。 | 業務用蒸し器 | (株)品川工業所 サンキューボイラー2型 (SB-2-702) (1998年製) | 一般 |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|---|---|---|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2008年9月2日 千葉 | 1 | 0 | 飲食店においてガスレンジを使用中、一酸化炭素中毒となり店長1名が死亡した。原因は、換気設備を作動させずガスレンジを使用したため、一酸化炭素中毒になったものと推定されるが、詳細は現在調査中。 | 業務用レンジ | タニコ(株) TGP-120(2口用) | LP |
| 2008年8月22日 石川 | 0 | 3 | 社会福祉施設において、煎り菓子加工機を使用中、3名が一酸化炭素中毒(軽症)となった。原因は、煎り菓子加工機を使用する際、比較的狭い(13.2m ²)室内で換気設備を作動せず使用したため、一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。 | 業務用 その他 | (有)光陽機械製作所 穀物膨張機1号(3 ^号) | LP |
| 2008年8月14日 神奈川 | 0 | 1 | パンの製造・販売店でパンオープンを使用していたところ従業員1名が一酸化炭素中毒になり、病院へ搬送された。原因は、換気設備を作動させずにオープンを使用していたため室内に一酸化炭素が充満し、中毒になったものと推定されるが、オープンからも高濃度の一酸化炭素(2.37%)が測定されており、オープンに不備が認められるかどうかも含め、詳細調査中。なお、他の従業員に被害者が倒れているのを発見された時は、CO警報器が鳴動していた。 | 業務用オープン | Welker 不明 | 一般 |
| 2008年7月31日 和歌山 | 1 | 0 | 通行人より、飲食店内で煙が充満しているとの通報を受け、消防が駆けつけたところ、店内で従業員が倒れているのを発見し、病院に搬送したが、死亡が確認された。原因は、当該従業員が換気扇を作動させない状態でこんろを長時間使用したために、店舗内が酸欠状態となり当該こんろから一酸化炭素が発生しCO中毒に至ったもの。 | 業務用こんろ | (株)マルゼン MG280B (製造年不明) (1台は、製造者、型式不明) | LP |
| 2008年7月30日 大阪 | 0 | 12 | 営業中のパン製造・販売店において、従業員及び一般客あわせて12名が一酸化炭素中毒(重症2名、軽症10名)となり、病院へ搬送された。原因は、換気設備を作動させずに複数の燃焼器を使用していたため、店内に一酸化炭素が滞留し中毒となったものと推定される。 | 業務用こんろ 業務用その他 (カスタードクリーム製造機) 業務用オープン | タニコ(株) TO921 (2007年1月製) 中井機械工業(株) VKD-45L (2007年3月製) (株)ネクスト NPSO-1 (2007年10月製) | 一般 |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|---|----------|---------------------------------------|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2008年7月3日 東京 | 0 | 2 | 学校給食室で、業務用煮炊釜(回転釜)を使用していたところ、従業員2名が一酸化炭素中毒(疑い)で病院に搬送された。調査の結果、煮炊釜使用時の湯気等が状況により排気フードから一時的に洩れる場合があること、一部の煮炊釜は経年劣化により点火当初のCO濃度が高濃度であることが確認されたことから、一部の煮炊釜から点火当初に高濃度のCOが発生し、一時的に排気フードからCOを含む排気が洩れ、従業員2名の気分が悪くなった可能性が推定される。 | 業務用煮炊釜 | 桐山工業(株) KIG2-30 | 一般 |
| 2008年6月11日 東京 | 0 | 2 | 業務用めんゆで器を使用中、厨房内で調理していた従業員2名が一酸化炭素中毒により病院に搬送された。原因は、業務用めんゆで器の一次空気口の埃詰まりにより一次空気量が不足したことによる不完全燃焼を起こしていたこと、また、事故発生時に排気設備を稼働させていなかったため一酸化炭素が厨房内に充満し、事故に至ったことが判明した。 | 業務用めんゆで器 | (株)三栄コーポレーションリミテッド NSU6-60 | 一般 |
| 2008年5月2日 東京 | 0 | 1 | 業務用パンオープンを使用中、従業員1名が一酸化炭素中毒により病院に搬送された。原因は、パンオープンのパーナーが埃つまりにより不完全燃焼を起こしていたこと、さらにパンオープン用の換気設備が故障していたことにより、厨房内にパンオープンの燃焼排ガスが滞留し、軽度の一酸化炭素中毒になったものと推定される。 | 業務用オープン | WINKLER C-316-58H VARIANT | 一般 |
| 2008年4月8日 東京 | 0 | 7 | 洋菓子店店員から「湯沸器付近でガス臭いような気がする」との通報を受け、ガス事業者が確認したところ、店舗従業員7名が一酸化炭素中毒と見られる症状で医師の手当てを受けたことを確認した。調査の結果業務用こんろの排気フードがほとんど排気を吸引しておらず、原因は、コンロ周辺の水蒸気、油脂、粉状の埃が給湯器に吸い込みやすい環境で長期間使用したため、給気フィルター等に埃が堆積し、空気不足により給湯器が不完全燃焼したことによるものと推定される。また、従業員がフィルター清掃等の管理を怠ったこと、立ち消え安全装置が作動した後も継続して使用するなど、従業員の使用状況が不適切であったことも要因と推定される。 | 瞬間湯沸器 | (株)ノーリツ GQ-2421WZ-HP (1999年3月製) | 一般 |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|--------------------|------|----|--|-----------------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2008年4月2日 東京 | 0 | 7 | 飲食店従業員から「業務用めんゆで器を使用中に従業員が気分が悪くなり病院に向かった」との通報を受け、ガス事業者が確認したところ、7名が一酸化炭素中毒(軽症。意識あり。)と診断されたことを確認した。消防及び警察立会での調査の結果、当該機器の排気筒先端において高濃度の一酸化炭素が検出され、さらに従業員が換気扇のスイッチを入れ忘れたことにより事故発生まで数時間程度換気扇が使用されていなかったことが判明した。 | 業務用 めんゆで器 | 小林熱機工業(株) GD-2 (1990年10月製) | 一般 |
| 2008年3月27日 神奈川 | 0 | 2 | 消防からガス事業者へ「菓子店従業員が、一酸化炭素中毒によりめまいを起こし、2名を病院へ搬送した。」旨の連絡があり、ガス事業者が確認したところ、厨房において換気設備を稼働させずに業務用オープンを使用し、また、ガス漏れ警報機のコンセントが抜いてあったことを確認した。調査の結果、機器には異常が認められておらず、原因は、換気設備を作動させずに機器を使用したことにより排気ガスが室内に溜まり、機器が不完全燃焼を起こしたことによる。 | 業務用オープン | 北沢産業(株) KSG-6-12-3T-A (1996年4月製) | 一般 |
| 2007年10月27日 神奈川 | 0 | 4 | ガス事業者の協力会社から「新規開店準備中の業務用店舗で従業員が倒れ、病院へ搬送された」との通報を受け、ガス事業者が確認したところ、パンオープンの試運転の際、4名が気分が悪くなり、軽度の一酸化炭素中毒と診断されたことが確認された。排気ファンのヒューズが切れ動作しない状態で当該機器の試運転を行い、また、オープン納品時の調整不足により排気ガスに一酸化炭素が含まれていたことによるものと推定される。 | 業務用オープン (開放式パン焼き器) | (株)フールド精機 FG-23T (2007年10月製) | 一般 |
| 2007年9月16日 岩手 | 0 | 1 | ガスグリラーで魚を焼いていたところ、消費者1名が途中で意識を失いその場に倒れた。1時間ほど経過した午前0時過ぎ、焦げた臭いに気付いた家族が発見され病院へ搬送された。ガスメーター検針の際、消費者本人から事故の経緯を聞いた販売事業者が保安センターへ連絡し、保安センターが機器付近のCO濃度を測定したところ、CO濃度は1000ppmであった。その後メーカーが行った調査によると、原因は換気不足と、経年劣化による1次空気の不足により燃焼器が不完全燃焼を起こしたことによる。 | 上火式グリラー | (株)アサヒサンレッド SG-35 (製造年不明) | LP |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|---|-----------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2007年9月9日 岡山 | 0 | 1 | 飲食店から「ガス臭がする」との通報があり、販売事業者が現地に出動したところ従業員1名が気分が悪いとしゃがんでいた。調査したところ、換気扇を動作させていないことと給気口もふさいで、多くの燃焼器を同時に使用していたことから換気不良により不完全燃焼したものと推定される。 (バルク貯槽 480kg×1) | 食洗器、 コンロ等 8台 | 不明 | LP |
| 2007年8月30日 東京 | 0 | 3 | 業務用厨房で食器洗浄機を使用中、従業員の気分が悪くなり消防により搬送された。調査の結果、機器内部の熱交換器のフィンに油や埃が付着しており給気不足で不完全燃焼を起こし、高濃度の一酸化炭素が発生したものと推定され、さらに、窓を閉め切り排気ダクトを運転せずに食器洗浄機を使用したことから一酸化炭素が充満し中毒に至ったものと推定。 | 業務用 食器洗浄機 | Kyodo K-2R (1995年8月製) | 一般 |
| 2007年8月24日 埼玉 | 0 | 4 | 従業員が業務用蒸し器を使用中、従業員4名が一酸化炭素中毒による体調不良を訴え病院に搬送された。LPガス販売事業者は、消防からの要請により、CO測定を実施し、業務用蒸し器からのCO発生を確認した。メーカーの調査結果では、技術上の基準(0.28%)を超えるCOの発生は確認されなかった。給気不足(専用給気がない)、換気不良(換気扇の能力不足)、排気不良(排気口が上下逆向きに設置されていた)が原因で蒸し器のバーナーが不完全燃焼を起こし、COが発生したと推定される。 (バルク貯槽 298kg×1) | 業務用蒸し器 | (株)荒畑製作所 (蒸し器) SD-2S (2004年7月製) (株)世田谷製作所 (バーナー) TA-502HS (2004年4月、5月製) | LP |
| 2007年8月7日 東京 | 0 | 4 | 食器洗浄器を使用中、4名が気分が悪くなり軽度の一酸化炭素中毒と診断された。需要家は換気設備を稼働せず、窓を閉めきって機器を使用していた。メーカー調査の結果、当該機器の給気ファンに埃が詰まり給気風量が不足したことにより不完全燃焼となり、高濃度の一酸化炭素が発生したものと推定される。 | 業務用 食器洗浄機 | (株)中西製作所 NAW-ミニB1-CK (2001年製) | 一般 |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|---|----------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2007年7月4日 長崎 | 0 | 2 | 従業員2名が業務用オープンを使用中に一酸化炭素中毒となり病院に搬送された。ガス事業者が確認したところ、当該機器の給気口が埃詰まりにより不完全燃焼して一酸化炭素が発生し、換気扇を作動せずに使用したことで室内に一酸化炭素が充満したものと推定される。 | 業務用オープン | (株)フールド精機 FG-43T-D-FFP (1998年10月製) | 一般 |
| 2007年6月8日 新潟 | 0 | 3 | 屋外イベント会場において臨時出店業者の従業員が営業終了後に翌日の仕込みを行っていたところ、頭痛及び吐き気を訴え救急搬送された。ガス販売事業者が器具を点検したところ炎の色が赤いこと、排気口にすすが付着していたことから不完全燃焼と判断した。作業場は上方への排気を考慮したブースであったが、大雨のため周囲をシートで閉め切って調理していた。 なお、販売事業者は、法定点検・調査、周知が不十分であった。 | ゆで麺機 | (株)マルゼン MRLN-06B | LP |
| 2007年3月8日 新潟 | 0 | 2 | 2名の調理員が食器洗浄機にて作業中倒れ、2名とも一酸化炭素中毒と診断された。当該機器は、LPガス仕様を設置時に供給ガス種13A用に改造して設置されていたが、内蔵ガバナの圧力調整がなされておらず、不完全燃焼により高濃度の一酸化炭素が発生する状況であり、また、事故当時、排気扇2台のうち、1台しか使用されていなかったことから運転停止中側のダクトから排気が逆流し一酸化炭素中毒に至ったものと推定される。 | 業務用食器洗浄機 | (株)マルゼン MDCF1-6ER (2004年7月製) | 一般 |
| 2007年3月4日 長野 | 0 | 5 | 地下1階の菓子製造工場で、排気ダクトを停止したままオープンを使用したために、従業員5名がCO中毒となり病院へ搬送された。オープン使用時に必要な換気を行わなかったことでCOが充満したものと推定される。 | 業務用オープン | Salva siroccu SR-12 | LP |
| 2007年1月11日 香川 | 0 | 9 | 給食調理室で食器洗浄機を使用した作業後すぐに排気ファンを停止させたところ、2階コンピュータ室にいた児童8名及び大人1名が吐き気やめまいを訴え病院に搬送された。検査の結果はCO中毒であり、排気ダクト内に残留した排ガスが排気ダクトの隙間から漏れ出したものと推定される。 | 業務用食器洗浄機 | (株)中西製作所 WX-23G4-A-R (2000年6月製) | LP |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|--|----------------------|---------------------------------------|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2006年10月21日 東京 | 0 | 9 | カラオケ店の4階客室にいた11名のうち、9名が気分が悪くなり病院へ搬送された。客室にはガス機器は無く、3階厨房室の湯沸器を使用すると、その上部に位置する4階の当該客室でCOが検出された。なお、他の4階客室や3階厨房にいた従業員等には異常はなかった。事故の原因は、専用排気フードに接続されている湯沸器が不完全燃焼しており、その排気ガスが専用フードと排気ダクト接続部の隙間から天井内にあふれ、また排気ダクト外壁貫通部の屋外と屋内の位置ずれにより天井内にあふれた。さらに、天井裏4階床のコンクリートスラブにも亀裂があり、その隙間から4階客室に侵入したものの。 | 大型湯沸器 (FE式) | (株)ノーリツ GQ-2421WZ-HP (2000年2月製) | 一般 |
| 2006年9月18日 千葉 | 0 | 3 | ビル1階飲食店において、業務用グリルにて調理中に従業員3名気分が悪くなり、病院にてCO中毒の診断を受けた。業務用グリルのバーナー混合管部に油を含んだ埃が付着し、一次空気の不足により不完全燃焼していた。事故当日、店舗の給気ファンが故障したため吸排気バランスがくずれ、燃焼排ガスが店舗内にあふれて、CO中毒に至ったものと推定される。 | 業務用グリル | (株)コメットカトウ CGH-975FI (2003年8月製) | 一般 |
| 2006年8月29日 兵庫 | 0 | 2 | 工場構内食堂の厨房で、従業員等2名が食器洗浄作業を行っていたところ頭痛を訴え、その後倒れたため、病院に搬送。フード換気扇を作動させずに、ガス湯沸器を使用して食器洗浄作業を実施したため不完全燃焼となりCO中毒が発生。 | 大型湯沸器 (CF式) | パロマ工業(株) PH-101M | LP |
| 2006年8月17日 長野 | 0 | 2 | 中華饅頭販売店において、蒸し器使用中に換気扇の防火ダンパーが何らかの原因により作動し、換気不十分な状態で蒸し器を継続使用したことによるCO中毒。 | 業務用蒸し器 | (株)荒畑製作所 SD-2S型 (2006年6月製) | 一般 |
| 2006年7月21日 長崎 | 0 | 2 | 飲食店で調理中に気分が悪くなり、救急搬送。事故発生時は、ガスコンロ、ガスカマド等を使用していたが、器具の異常は特に確認されず、COの発生原因は不明。通常は稼働させている換気扇を止めていたことから、CO濃度が高まったものと推測。なお、事故発生前、ガスコンロの点火状況が悪かったためガス供給業者が点検を実施していた。警察の調査でもCOの発生元は特定されず。 | コンロ ゆで麺用 ガスかまど | 不明 | LP |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|--|----------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2006年7月17日 東京 | 1 | 2 | 日本料理店に勤務する男性が店の中で倒れているのを男性の母親が見つけた。母親とその後店に来た男性の父親も気分が悪くなり救急車で病院へ搬送されCO中毒と診断された。現場検証において、被害者が大型湯沸器を換気扇不作動の状態で使用していたこと、大型湯沸器の熱交換器に詰まりがあり、不完全燃焼により高濃度のCOが発生していることが確認された。なお、大型湯沸器の排気部がフード内に設置されており、換気扇を使用した状態では排ガスが適正に屋外に排気される状態であったことも確認されている。 | 大型湯沸器 (CF式) | パロマ工業(株) PH-101M (1996年7月製) | 一般 |
| 2006年6月21日 東京 | 0 | 8 | パン屋において、換気扇を動作させずパンオープンを1時間程度使用していたため、排気ガスが室内に充満し一酸化炭素中毒症状となったもの。パンオープンは経年による埃詰りがあり燃焼状態が悪化していた。通常、換気扇は24時間作動させていたが、前日の営業終了後に新人従業員が換気扇のスイッチを切ったため、翌日出社した別の従業員は作動しているものと思い込み、作動確認を怠ったものと推定される。 | 業務用 パン焼き器 | 北沢産業(株) KSG-6-12-3Y-A (1999年8月製) | 一般 |
| 2006年5月7日 兵庫 | 0 | 1 | 飲食店店長から「厨房内で警報器鳴動」の連絡を受け調査したところ、フード式換気扇を使用しておらず、業務用湯煎器からCO0.1%を検出した。その他のガス機器、警報器とも異常なしを確認し、湯煎器の使用禁止措置を実施したが、翌朝、「厨房で働いていて気分が悪くなった」との通報を受け再度確認したところ、異常なしを確認(使用禁止機器は使用禁止維持を確認。)。労働基準監督署の見解として、燃焼用空気の不足(埃詰まり)により不完全燃焼していた業務用ガス湯煎器を、換気扇を動作させず(事故当時停電があり、復帰後再始動。)に使用したため、使用禁止後も滞留していたCO中毒と判断された。 | 業務用 ガス湯煎器 | (株)コメットカトウ CP-3575Y13A (1997年10月製) | 一般 |
| 2006年2月16日 長崎 | 0 | 4 | ケーキ工場において、屋外式大型湯沸器(RF型)を使用中、従業員4名の気分が悪くなり病院へ搬送され、CO中毒と診断された。原因は、設備業者(電気工事業者)が、強制排気式(FE型)大型湯沸器を撤去し、同一場所の屋内厨房に屋外式大型湯沸器(RF型)を設置。当該湯沸器はファンの目づまりにより不完全燃焼を起こし、COを含んだ排ガスが室内に充満しCO中毒に至ったもの。 | 大型湯沸器 (FE式) | (株)ノーリツ GQ-1610WE (1995年12月製) | 一般 |

| 発生日/場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|--|----------------|---------------------------|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者/型式 | |
| 2005年12月31日 熊本 | 0 | 3 | 従業員が厨房兼作業場で作業中に気分が悪くなり、病院に搬送。血液検査で、CO中毒と推定。作業時は瞬間湯沸器を使用していたが換気扇を作動させず、換気不良により不完全燃焼と推定。供給開始時は、屋外式湯沸器が設置されていた場所は十分な開口部が確保されていたが、その後消費者によって壁が設置され、屋内設置と同様な状況となっていた。定期消費設備調査が実施されておらず販売事業者は、このような状況を把握していなかった。 | 大型湯沸器 (屋外式) | パロマ工業(株) PH-24CH | LP |
| 2005年12月31日 長野 | 0 | 1 | そば茹で器で調理を行っていたところ、CO中毒と見られる頭痛のため病院へ搬送。そば茹で器の排気口にステンレスホール(おけ)を置いて塞いでいたため、バーナーが不完全燃焼を起こしたため、CO中毒になったと推定。 | 蕎茹で器 | (株)マルゼン MGS-STR | LP |
| 2005年12月29日 長野 | 0 | 1 | 食器洗浄機を使用中、従業員1名がCO中毒により病院に搬送。食器洗浄機のガスブースターにすすが付着していたことにより、燃焼不良から不完全燃焼を起こしたもの。なお、12月26日に食器洗浄機のガスブースターが燃焼不良のため修理依頼があり、販売事業者からメーカーに修理を依頼、翌日に行った。その際、メーカーから内部清掃を行うよう指導があった。さらに28日に販売事業者に再度修理依頼があり燃焼状態を目視で確認していた。 | 食器洗浄機 | 石川島播磨重工業(株) GB-48A形 | LP |
| 2005年12月16日 熊本 | 0 | 3 | 9時から調理作業で湯沸器を使用。軽い頭痛の自覚症状はあったがそのまま作業を継続。14時20分頃不調を訴え、病院でCO中毒と診断された。事故当日は寒気が強かったため厨房を閉め切り、換気扇を作動させず、石油ストーブも併用していたことから換気不良により不完全燃焼したものと推定される。 | 大型湯沸器 (CF式) | 松下電器産業(株) GW-104 | LP |
| 2005年12月8日 大分 | 0 | 3 | 厨房で夕食の後片付け中に作業員3人が倒れ、病院に搬送。血液中のCOHb濃度が高かったことからCO中毒と診断された。事故後の警察の調査で食器洗浄機の使用時に換気扇を作動させなかったため、換気不良により不完全燃焼を起こしたものと推定。 | 食器洗浄機 | (株)中西製作所 WGD-M13F4A-LH | LP |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|------------------|------|----|---|----------------|--|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2005年9月12日 新潟 | 0 | 2 | 労働基準監督署から労災事故としてCO中毒の情報がガス事業者に入ったため調査した結果、事故当日9時40分頃、需要家(パン屋)でパン焼き中に店の主人と従業員の2人が意識を失い倒れているのを出勤してきた従業員が発見し、病院へ搬送され入院したことが判明した。原因は、パン焼き器の不完全燃焼によるもので、当該パン焼き器はLPG用器具を都市ガス用(13A)に改造したものであり、燃焼時にCOが発生する調整不良の器具で、換気不十分な状態で使用したためCO中毒に至ったものと推定される。 | 業務用 パン焼き器 | (株)ワールド精機 WG21TK (1989年10月製) (2005年6月にLP ガス用を13Aに改造) | 一般 |
| 2005年7月4日 静岡 | 0 | 2 | 厨房で業務中に従業員2名がCO中毒のため倒れた。事故時は窓を閉め、換気扇も作動させずに竈茹で器を使用していたため換気不良で不完全燃焼を起こしたと推定。消防の調査で竈茹で器の排気口に多量のすすが付着し、熱交換器入口も目詰まりしていることが確認。 | 竈茹で器 | (株)マルゼン MRF-056B | LP |
| 2005年6月24日 東京 | 0 | 7 | 消防から「焼肉店でCO中毒と思われる負傷者多数発生」との通報を受け緊急出動したところ、厨房内で調理していた従業員2名と客5名が相次いで気分が悪くなり病院へ搬送されていた。現場検証の結果は、当該建物屋上の排気ファンを停止した状態で厨房内の排気ファンを運転すると、厨房内の排気が客席の排気筒に逆流することが判明した。また、厨房に設置されたCF式給湯器の排気から高濃度のCOが検出されたことから、CF式給湯器の排気によりCO中毒になったものと推定される。 | 大型湯沸器 (CF式) | パロマ工業(株) PH-81M (2000年4月製) | 一般 |
| 2005年5月29日 兵庫 | 0 | 2 | 弁当販売店から「ガス使用中気分が悪くなった。」で受付、出動した。当時は、店内の入口を閉じし、換気扇を稼働させずにエアコンを使用していて炊飯器2台同時使用中に店長と従業員が気分が悪くなり、病院で治療を受けた。原因は、換気扇を使用せずに不完全燃焼している炊飯器を使用したことによるが、当該炊飯器はノズルが目詰まりしていたことから不完全燃焼していた。 | 炊飯器 | リンナイ(株) 炊飯器HK-A21 | 一般 |

| 発生日 / 場所 | 人身被害 | | 事故概要 | 機器分類 | 参考情報 | 事業形態 |
|-------------------|------|----|--|----------------|---------------------|------|
| | 死亡 | 中毒 | | | 製造(輸入)者 / 型式 | |
| 2005年2月20日 大阪 | 0 | 2 | 一般業務用建物(パチンコ店)の2階の社員食堂で洗い物をするため給湯器を使用中に従業員2名が倒れ病院に搬送された。原因は、不完全燃焼していた給湯器のCOを含んだ排気が、排気フードの屋外に設置された防鳥網が油等で目詰まりしていたことにより室内に流入したことによるものと推定される。 | 大型湯沸器 (CF式) | パロマ工業(株) PH-101M | 一般 |
| 2005年2月18日 北海道 | 0 | 3 | そばゆで釜で調理中、従業員3人の具合が悪くなり、病院に搬送。診断の結果、CO中毒と診断。そばゆで釜の排気筒トップに燃焼効率が高まると思い金属製の板(菓子箱の蓋)を斜めに立てかけ、使用中に何らかの振動によりこの金属板が排気筒を完全に塞いだため排気不良から不完全燃焼となった。 | そばゆで釜 | (株)マルゼン MGS-STL | LP |

注：事業形態の「一般」は「一般ガス事業」、「LP」は「液化石油ガス販売事業」を指す。

飲食店厨房で一酸化炭素中毒による事故が頻発しています。

経済産業省
原子力安全・保安院

**ガス機器使用時は
必ず換気を
しましょう。**

経営者、従業員みなさん



! 2007年1月から現在までに、全国で19件(都市ガス12件、LPガス7件)の業務用厨房ガス機器による一酸化炭素中毒事故が発生しています。

※一酸化炭素は無色・無臭の気体であり、吸い込んでしまうと軽症の場合は頭痛・めまい・吐き気等の中毒症状となり、高濃度のものを吸い込んでしまうと最悪の場合死に至ることもあります。これまでの事故事例では、大型湯沸器、パンケーキ専用オープン、業務用食器洗浄機、業務用めん棒で器、業務用回転窯等による事故が多数発生しており、特に換気扇を回さずに使用したり経年劣化した機器を使用し不完全燃焼を起こすケースが多く見られます。ガス機器が正常でも新鮮な空気が不足すると一酸化炭素が発生します。換気、清掃、整備によって新鮮な空気を確保すれば一酸化炭素の発生を防ぎ、快適にガス機器をお使いいただけます。 ※2009/7/19現在

ガスの安全、脅にもいろいろ!

ガスの安全見直し隊
キャンペーンサイト

<http://www.niss.meti.go.jp>

ガスの安全見直し隊



チェック①換気



ガス機器の使用中は、必ず換気扇や排気ファンを動かしましょう。

チェック②清掃



ガス機器の給排気口や排気装置の吸い込み口は油やホコリがたまりやすいため、いつもきれいに清掃しましょう。

チェック③整備



煙突や排気ダクトが詰まったり割れたり外れたりすることがあります。チェックを忘れずに、定期的に機器メーカーやガス会社に整備を依頼しましょう。

LP協会保安第21～36号
平成21年7月31日

都道府県協会会長 殿
企業会員代表者 殿

(社)エルピーガス協会
会 長 川本 宜彦
保安委員長 立原 孝夫

CO中毒事故多発に対する 緊急対策の実施について(お願い)

平素よりLPガスの保安対策について、ご協力を頂きありがとうございます。

皆様ご存知の通り、本年、特にここ1～2ヶ月間において、多くのCO中毒事故が発生しております。中でも業務用施設や多くの人が入り出す施設において同事故が発生しています。その結果、死者および多数の中毒者が出る事故になっております。(別添資料参照)

これまでも数度にわたりCO中毒事故防止のための注意喚起をお客様にさせていただきようお願いしてきましたが、現下の事故が多発している状況にかんがみ、再度事故防止のための緊急対策を実施させていただきようお願い申し上げます。

業務用施設や多くの人が入り出す施設において類似事故が発生した場合、多数の方が被害に巻き込まれる恐れがあります。つきましては緊急対策として、早急(できれば旧盆前)に施設の管理責任者やユーザー(従業員等)に対して、注意喚起をさせていただきようお願い申し上げます。

なお、注意喚起の内容は、これまで発出した関連文書(1月30日、3月3日、3月6日、7月22日に発出)に記載してある内容および下記に列記した内容を参考に実施してください。

以下省略(注意喚起の内容は)6ページのとおり

(3) 開放式湯沸器の使用者への注意喚起

換気や再点火等の注意喚起

周知文書やステッカー等により、あらゆる機会を通じ、機器の使用上の注意事項（換気が不十分な状態で使用すると不完全燃焼によるCO中毒を起こし死亡に至る恐れがある旨、再点火の注意、点検要請への速やかな対応、不燃防付き機器への交換促進）の注意喚起をお願いします。

なお、下記ステッカーは経済産業省が作成し、都道府県協会を通じて必要部数を配布したものです。



お客様から要請があった場合のCO点検

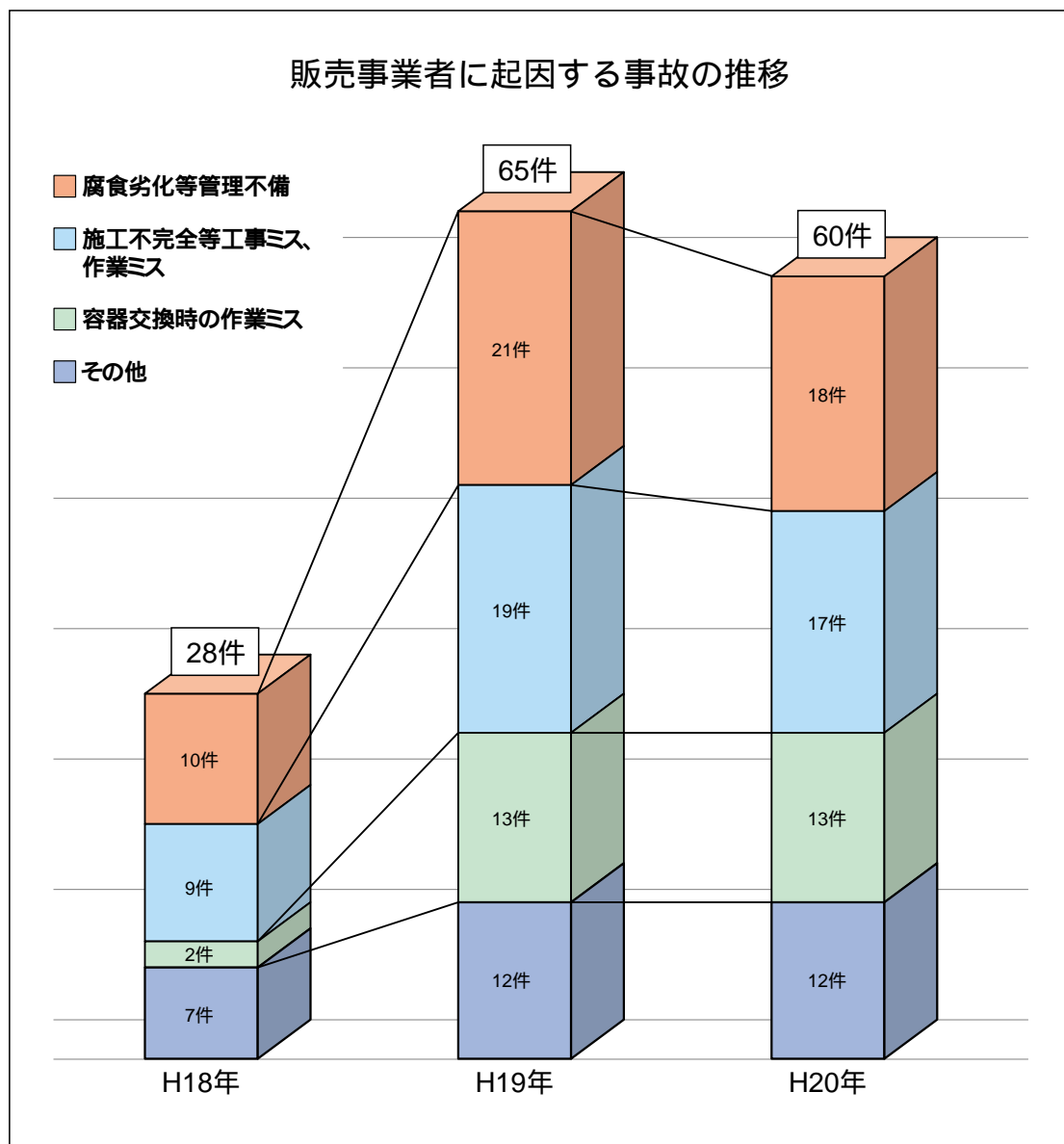
お客様から要請があった場合は、不完全燃焼防止装置付き開放式瞬間湯沸器も含めてCO点検の実施をお願いします。

当該CO点検によりCOが高濃度に排出していることが判明した場合には、交換促進の対象としてください。

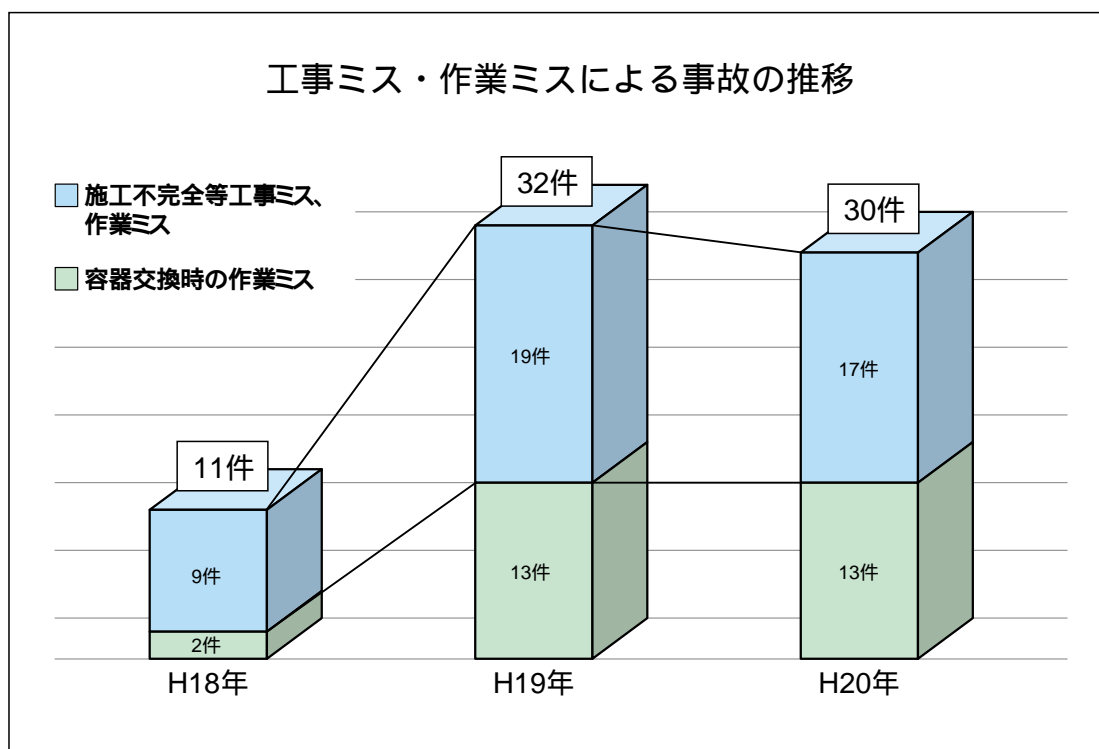
2. 販売事業者起因する事故防止

販売事業者・設備工事業者に起因する事故が近年増加傾向にあります。

その主な内容は、販売事業者等の工事ミス、容器交換時の作業ミス、調整器等の経年劣化などであり、販売事業者が常日頃注意していれば防げるような初歩的なミスによるものが多く見られます。



(1) 工事ミス・作業ミスによる事故関係

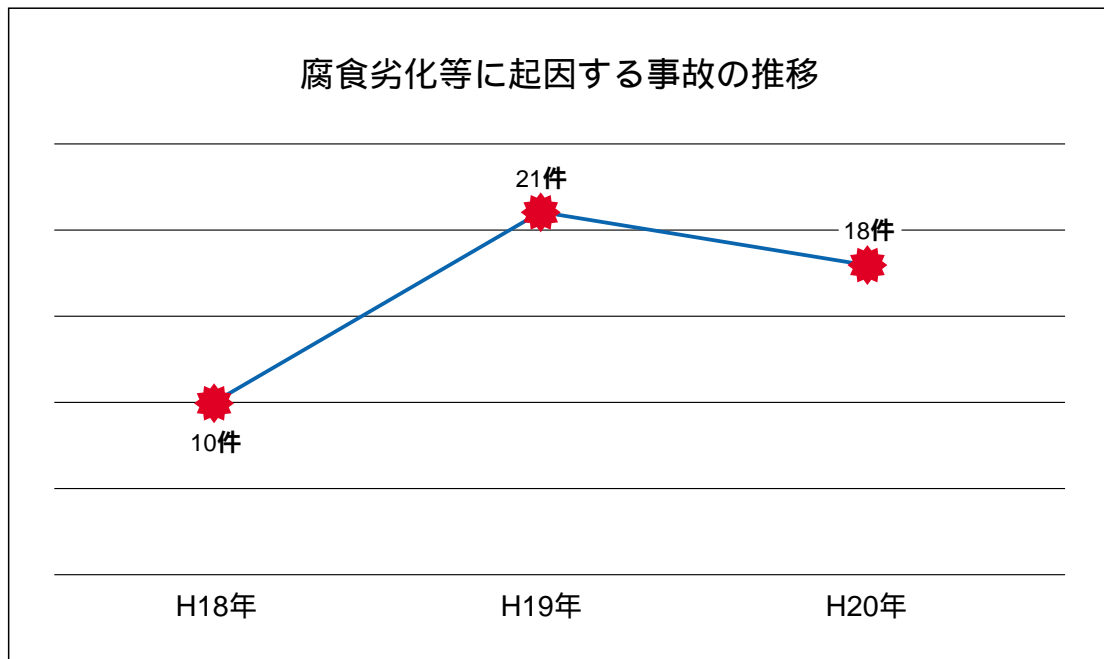


工事ミス・作業ミスによる事故が昨年に引き続き30件以上となっています。

その内容は、接続不良や施工が不完全であったこと(容器と高圧ホースの未接続・接続不良、消費設備の施工不良)などで、販売事業者が常日頃注意していれば防げるような初歩的なミスによるものが多く見られます。

このことから、自社内及び委託先の事故防止体制整備、保安教育テーマの作成、年間スケジュール化等の保安教育の徹底、資格取得(液化石油ガス設備士、ガス機器設置スペシャリスト等)の推進など、あらゆる機会をとらえて、従業員の保安意識の向上に努め、作業手順の再確認と技術力の向上を図るようお願いします。

(2) 期限管理の徹底について



マイコンメータ、調整器、高圧・低圧ホース、警報器等は設置環境や使用状況により電池寿命や劣化の進行が異なるものの、長期使用に係る漏えい事故が毎年増加している状態です。

期限内に確実に交換するよう推進をお願いします。

また、上記期限内でも設置環境等により改善が必要な場合は交換してください。

*LPガス料金にこれらの機器代が算入されている場合は、確実に交換してください。

交換期限年数一覧

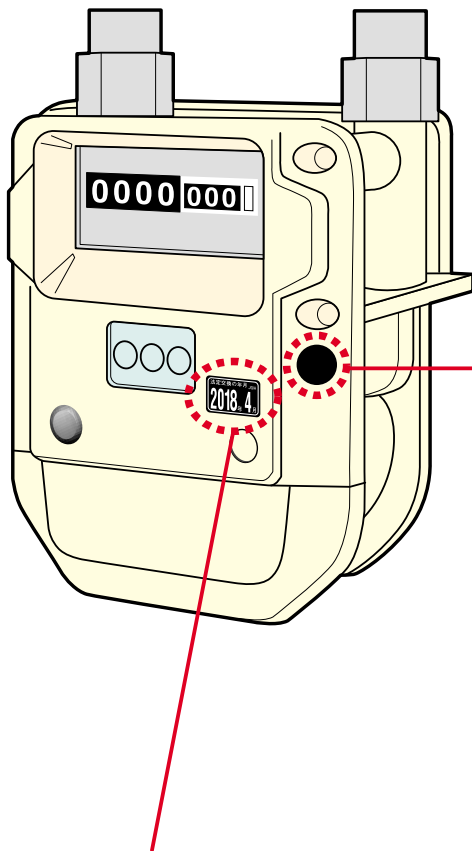
| 機器名 | 交換期限年数 |
|-------------|--------|
| マイコンメータ | 7年・10年 |
| 調整器 | 7年・10年 |
| 高圧ホース・低圧ホース | 7年・10年 |
| ガス漏れ警報器 | 5年 |
| CO警報器 | 5年 |
| 業務用CO換気警報器 | 3年 |

マイコンメータ

マイコンメータの検満切れは計量法違反であることは言うまでもなく、電池切れでガス漏れ等で遮断をせず事故に至る恐れがあり、お客様との信頼関係を損なう大きな要因となります。

確実な交換をお願いします。

i. 交換期限の見方



• 鉛 玉(例)

| 表 | 裏 |
|--------|------------------------------------|
| | |
| 基準適合証印 | 交換期限 メータの有効期限が平成29年9月末であることを示す。 |

シールの場合もあります。

• シール(例)

| | |
|----------------------------------|--------|
| | |
| 123456 | 123456 |
| 左右ともに、メータの有効期限が平成31年6月末であることを示す。 | |

検定有効期間満了の年

平成17年4月生産分から検定有効期間満了ステッカーが以下のとおり変更となっています。

- 1) 西暦年号で4桁表示とする。
- 2) 新たに月を表示する。
- 3) 「有効期間満了の年」を「法定交換の年月」とする。

従 来



平成17年4月より



- ii. マイコンメータの有効期間について
有効期限は以下のとおり計量法で定められています。

計量法 第72条 検定証印

- 1 検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。
- 2 構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

施行令 第18条（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

法第72条第2項の政令で定める特定計量器は別表第3の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第3

| 特定計量器 | 有効期間 |
|--|------|
| 一 積算体積計 ホ ガスメーター (1) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。） | 10年 |
| (2) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール以上であって、使用最大流量が6立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。） | 10年 |
| (3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの | 7年 |

LPガス販売事業者様

検満切れ マイコンメータ の交換促進について



計量法の遵守 法的規制と有効期間

計量法 第16条 使用の制限

第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（検定証印等）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したものを使用し、又は使用に供するために所持してはならない。【計量法 第16条三の一部引用】

罰則内容

第10章 罰則 計量法 第172条

上記内容の規定に違反した者は、六ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。【計量法 第172条の一部引用】

特定計量器とは？（計量法第2条）

主として一般消費者の生活の用に供される計量器の内、適正な計量の実施を確保するために政令で定めるもの。（例 ガスメーター、水道メーター他）

ガスメーターの有効期間は
10年です。



ガスメーターに貼ってある「有効期限を示すステッカー」および「検定証印鉛」を確かめてください。

有効期限を示すステッカー

2008年までに交換すべきことを示しています。交換すべき月は「検定証印鉛」をみてください。



注）有効期間の過ぎたものは検満切れを記して、ガスを止める機能などが正しく作動しない場合があります。

(社)エルビーガス協会 / 日本ガスメーター工業会

マイコンメータ交換促進パンフレット（裏表紙）

ガスメーターリース事業社の一例

T&Dリース株式会社 (旧 日本エルピーガスメーターリース)

LPガス業界の専門リース会社

安心

らくらく

一気に解決

計画的な〈機器交換〉〈期限管理〉をリースでサポート




● 対象機器 ●

ガスメーター

各種警報機

自動切替調整器

各種ホース

バルブ類

LPガス供給機器




お手続き簡単

▼

弊社指定のリース申込書に必要事項をご記入いただくだけです。

LPガス事業者様のあらゆるご用命に対応しております。

●お問合わせ先

| | | |
|-------|--------------------|------------------|
| 本 社 | 東京都港区浜松町 1-9-10 | ☎ (03) 5401-1911 |
| 名古屋支店 | 名古屋市中村区名駅 3-16-4 | ☎ (052) 541-1471 |
| 大阪支店 | 大阪市西区江戸堀 1-2-11 | ☎ (06) 6443-3257 |
| 福岡支店 | 福岡市博多区博多駅前 3-26-23 | ☎ (092) 472-6670 |

日本ガスメーター工業会は、引き続き以下の活動を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

- 一般消費者向け啓発活動(パンフレット作成と配布)の継続
- LPガス安全促進協議会と協力して、「期限管理」啓発活動の継続

**期限切れの特定計量器を使用したために、
使用料の返還となった事例**

水道メーター

日本計量規格(計測と科学)より

水道メーター有効期限切れ

長崎県佐世郡佐々町の町民が、有効期限切れの水道メーターを使用していた。水道メーターは、有効期限切れのメーターを使用し、約170万円を返還する方針。

掲載 2008.1.11

水道メーター有効期限切れ

富山県魚津市は124個の水道メーターが計量法で定められた有効期限(5年)を過ぎても交換されていないことが判明。08年4月18日、期限切れのメーターが124個あったと発表された。魚津市はメーターの期限切れを把握していないと指摘している。

掲載 2008.9.21

富山県魚津市水道局は、9月1日、土佐道など水道メーターが計量法で定められた有効期限(5年)を過ぎても交換されていないことが判明。08年4月18日、期限切れのメーターが124個あったと発表された。魚津市はメーターの期限切れを把握していないと指摘している。

掲載 2008.9.21

富山県魚津市は124個の水道メーターが計量法で定められた有効期限(5年)を過ぎても交換されていないことが判明。08年4月18日、期限切れのメーターが124個あったと発表された。魚津市はメーターの期限切れを把握していないと指摘している。

掲載 2008.9.21


富山県魚津市は124個の水道メーターが計量法で定められた有効期限(5年)を過ぎても交換されていないことが判明。08年4月18日、期限切れのメーターが124個あったと発表された。魚津市はメーターの期限切れを把握していないと指摘している。

掲載 2008.9.21

**ガスメーターも計量法上、水道メーターと同様、特定計量器です。
有効期限を守って、正しい計量取引をしましょう。**

**有効期限を守らなかった場合の
ガス事業者のリスク**

ガスメーターには、経年変化する外観からは見えない機能部品が使用されています。以下の部品は特に経年変化で劣化が生じる部品ですが、外観からはわかりません。これらの部品が劣化すると、マイコンメータの保安機能が正常に働かなくなり、安全を保つことはできません。

| | | |
|---|---|---|
| 電池 | ゴム部品 | 電子部品 |
|  |  |  |

ガス販売事業者が、有効期限の過ぎたマイコンメータを使用し、事故が発生した場合、予見可能な当然守るべき期限管理を怠ったとして重大な過失があると判断されることが予想されます。この場合、民法709条による損害賠償責任を負うこともあります。

交換の時はリース制度もご利用できます。

リースの特長

- 1**

月々わずかなリース料で最大限の設備投資効果が得られます。

 - 一時的にまとまった資金を必要とせず機器を調達できます。
- 2**

リース料は経費として全額経費処理が可能です。

 - リース料は月々定額ですので、設備投資コストが正確に認識でき、業績の把握が容易になります。
- 3**

リース物件には動産総合保険が付保されますので、安心してご使用になれます。

 - 火災・水害・落雷等の事故にも対応しております。
- 4**

借入枠は使用せず、100%の融資効果が得られます。

 - 金融機関の借入枠を残したまま、設備調達が可能です。
- 5**

リースの場合は、担保は不要です。
- 6**

事務管理負担が軽減されます。

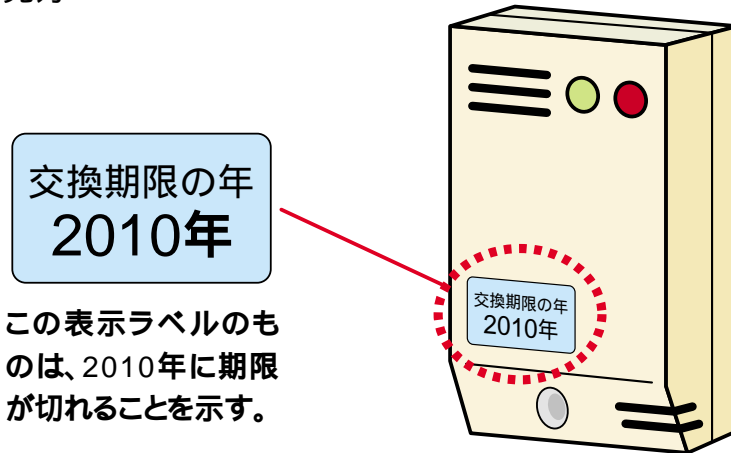
 - 資金調達、固定資産計上、償却事務、諸税金支払、保険料支払等の事務が不要となります。

(注)リース事業者によりリース条件が異なります。



ガス漏れ警報器等

i. 交換期限の見方



ii. ガス漏れ警報器の交換期限について

平成4年、高圧ガス保安協会が設置した「液化ガス用ガス漏れ警報器設置促進委員会及び同技術問題小委員会」は、一般のお客様が使用しているガス漏れ警報器を回収して実験・解析した結果、警報濃度経年変化は6年以降になるとバラツキが認められ信頼性が低下するが、5年以内のものは充分その機能が維持されること、又電気回路等その他の実験項目も5年以内であれば充分信頼に耐えるものであること等の結論を得た。この結果を踏まえて、ガス警報器工業会は、平成4年7月以降に設置したガス漏れ警報器から交換期限を「5年」と設定した。

以上のことから、5年を過ぎたガス警報器はガス漏れを検知しないおそれがあるので期限内に交換する必要がある。

また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。



お客様への指導事項

安全のための注意点

ガス漏れ警報器が設置されていても、電源が抜かれていては作動しないため、確認するよう啓発する。

* LPガス料金にガス漏れ警報器代が算入されている場合は、確実に交換すること。
例えば、ガス漏れ警報器を5年交換を根拠として、毎月のリース料や基本料金を設定している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

iii. 住宅用火災複合型警報器の設置・交換について

住宅火災による死者が年々増加していることから、消防法及び市町村条例により、全ての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられました。(設置及び維持基準については、市町村条例で定められています。)

新築住宅・・・平成18年6月1日から

既存住宅・・・市町村条例により定められた日から

(最長 平成23年6月1日から)

現在、LPガスのガス漏れ警報器メーカー各社は、「住宅用火災複合型警報器(火災警報器+ガス漏れ警報器+一酸化炭素(CO)警報器)」を発売しているので、今後、ガス漏れ警報器の交換及び設置する際は、このタイプの警報器の設置に努めるようお願いします。

・住宅用火災複合型警報器

(火災警報器+ガス漏れ警報器+一酸化炭素(CO)警報器)

火災警報器
+
一酸化炭素(CO)警報器

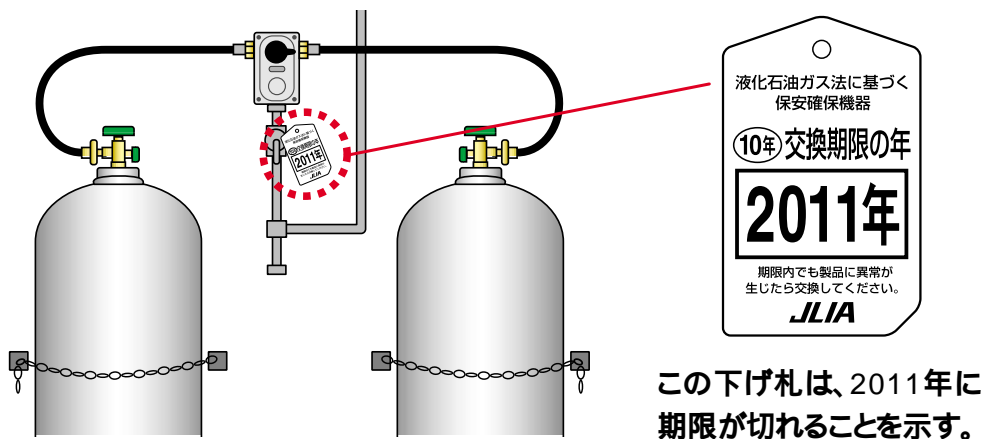
+

ガス漏れ警報器



調整器

i. 交換期限の見方



- ・調整器には下げ札又はシールが付いている。
- ・自動切替調整器と高圧ホースのセット品は原則として自動切替調整器のみに下げ札又はシールが付いている。
- ・製品本体にシールや下げ札（タグ）が貼付されていないものは製造年月で確認するか、メーカーに確認すること。
- ・下げ札やシールが貼付されていないものは、期限切れの確率が高いので交換することが望ましい。
- ・下げ札は平成14年1月製造分よりシールに変更（下げ札は中止）となった。
下のシールは、2012年に期限が切れることを示す。



- ・平成18年1月製造分よりシールは西暦下2ケタから4ケタに変更された。



ii. 調整器の交換期限について

7年型の調整器の根拠

通商産業省(現経済産業省)からの委託を受けて、高圧ガス保安協会は液化石油ガス供給機器経年変化研究を昭和61年から平成3年の5ヶ年計画で実施し、使用年数5~6年を経過したものから調整圧力、閉塞圧力等の不具合が発生し易くなることを報告した。

この研究成果を踏まえて、技術開発の実施に伴い、(社)日本エルピーガス供給機器工業会は、平成3年4月製造分より交換期限を「7年」に設定した。

10年型の調整器の根拠

上記と同様に(社)日本エルピーガス供給機器工業会において、10年間の使用に耐えられる技術基準を設定するため、実験を重ね、現行基準(7年型)へ上乘せ又は新規追加した高性能技術基準を策定し、平成7年12月製造分よりS型(類)の調整器については交換期限を「10年」に設定した。

以上のことから、7年・10年を過ぎた調整器は調整圧力不良等が発生する恐れがあるため期限内に交換する必要がある。

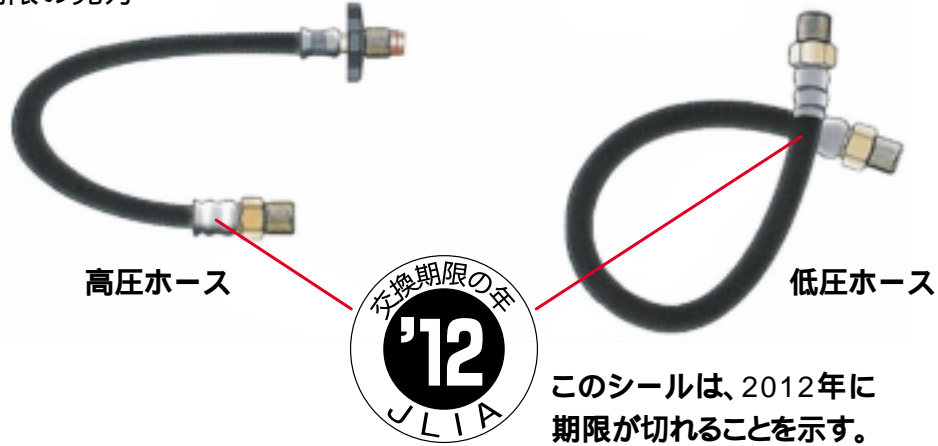
また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。

* LPガス料金に調整器代が算入されている場合は、確実に交換すること。

例えば、調整器を7年又は10年交換を根拠として、毎月の基本料金に調整器代を算入している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

高圧・低圧ホース

i. 交換期限の見方



- ・高圧・低圧ホースにはシール又は下げ札が付いている。
- ・自動切替調整器と高圧ホースのセット品は原則として自動切替調整器のみに下げ札又はシールが付いている。
- ・製品本体にシールや下げ札（タッグ）が貼付されていないものは製造年月で確認するか、メーカーに確認すること。
- ・下げ札やシールが貼付されていないものは、期限切れの確率が高いので交換することが望ましい。
- ・下げ札は平成14年1月製造分よりシールに変更（下げ札は中止）となった。
- ・平成18年1月製造分よりシールは西暦下2ケタから4ケタに変更された。



ii. 高圧・低圧ホースの交換期限について

7年型の高圧・低圧ホースの根拠

通商産業省（現経済産業省）から委託を受け、高圧ガス保安協会は、液化石油ガス供給機器経年変化研究を昭和61年から平成3年の5ケ年計画で実施した。

また、調整器の劣化対策としてドレン成分を分析した結果、ドレンは高圧ホースから発生することが判明したため、ホースの内面をライニング加工する等など改善のための開発を行い、十分性能を満足することが確認された。

この研究成果を踏まえて、（社）日本エルピーガス供給機器工業会は平成4年5月製造分より高圧ホースの交換期限を「7年」に、平成5年4月製造分より低圧ホースの交換期限を「7年」に設定した。

10年型の高圧・低圧ホースの根拠

10年間の使用に耐えられる技術基準を設定するために、実験を重ね現行基準(7年型)へ上乘せ又は新規追加し、平成7年12月製造分よりS型(類)の高圧・低圧ホースについては、交換期限を「10年」に設定した。

以上のことから、7年・10年を過ぎた高圧・低圧ホースは劣化によりガス漏れ等が発生する恐れがあるため期限内に交換する必要がある。

また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。

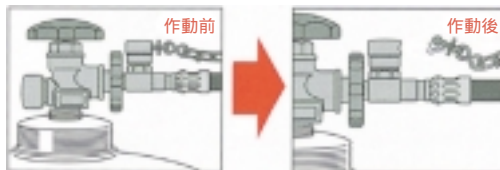
*LPガス料金に高圧・低圧ホース代が算入されている場合は、確実に交換すること。

例えば、高圧・低圧ホースを7年又は10年交換を根拠として、毎月の基本料金に高圧・低圧ホース代を算入している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

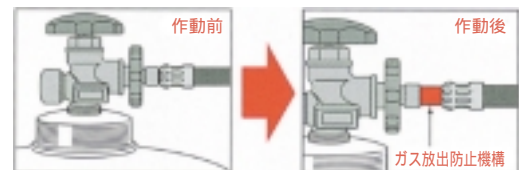
*地震対策強化地域においては、地震等の災害時にLPガス容器が転倒するなどした時に、火災等二次災害の発生を防止するガス放出防止型高圧ホース又は、ガス放出防止器を推進する。

ガス放出防止型高圧ホース

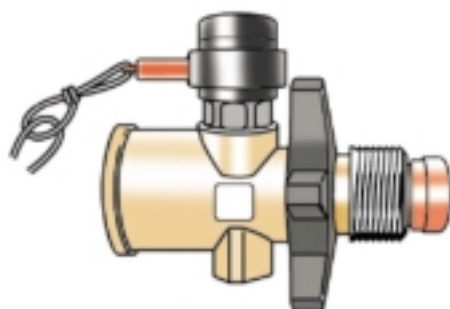
クサリタイプ作動状況



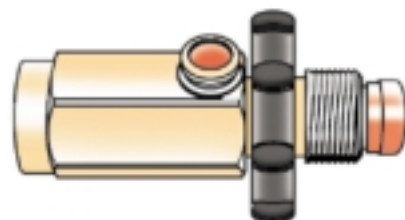
ホースタイプ作動状況



ガス放出防止器



(張力式)



(過流式)

3. 一般消費者への周知・啓発活動

お客様のミスや換気不良等のお客様に認識があれば防止できたと思われる事故が依然として多いため、安全装置付き燃焼器具の購入と有資格者による設置、正しい使用方法、保安責任区分も含めた広報活動など、更なる周知・啓発活動をお願いします。

なお、業務用設備関係の事故が近年増加傾向にあります。業務用事故はひとたび発生するとお客様や従業員等に被害を与える可能性が高いため、保安向上に細心の注意を払う必要があります。

業務用設備の事故事例と対策例

| 事故例 | 対策例 | お客様への周知・啓発事項 |
|--------------------------|---|---|
| 燃焼機器の器具栓の閉め忘れや不完全閉止による事故 | ・安全装置付燃焼機器（立ち消え安全装置付）を設置する。 | ・点火を目視で確認する。 ・器具栓を閉めたことを目視で確認する。 ・点火しにくい又は点火しない場合はすぐにLPガス販売店又は器具メーカーに点検を依頼する。 |
| 未接続ガス栓の誤開放による事故 | （固定式燃焼器） 機器が未接続の場合は金属製の止め栓をねじ接続する（法令）。 （移動式燃焼器） つまみが半開ではガスが流れない構造を持つON・OFFヒューズガス栓、またはつまみのないガスコンセントに交換する。 | ねじ接続されている機器は自分で取り外さない（取り外す際は、販売事業者に依頼する）。 機器が未接続のガス栓には閉栓カバーを装着する。 |
| ゴム管の損傷や接続不良による事故 | ゴム管を燃焼器用ホースに交換する。 ロック機構付の可とう管ガス栓（フレキガス栓）と燃焼器用ホース、または金属フレキシブルホースをねじ接続する。 | ゴム管が赤い線まで挿入されていることおよびホースバンドにより固定されていることを確認する。 ゴム管に焼け焦げやひび割れがないことを確認する。 ゴム管が適切な長さであること（コンロの下に潜っていないこと等）を確認する。 ゴム管に油が付着している場合はきれいにふき取る。 LPガス用のゴム管を使用する。 |
| 一酸化炭素（CO）中毒による事故 | ・CO警報器又は業務用CO換気警報器を設置する。 | 給気及び排気が十分を確認する。 その他6ページを参照 |

- 1) SB型マイコンメータやガス漏れ警報器等の安全機器を設置する。
- 2) お客様への指導事項として、「指差し確認」を励行するよう周知する。

その他の実施項目について

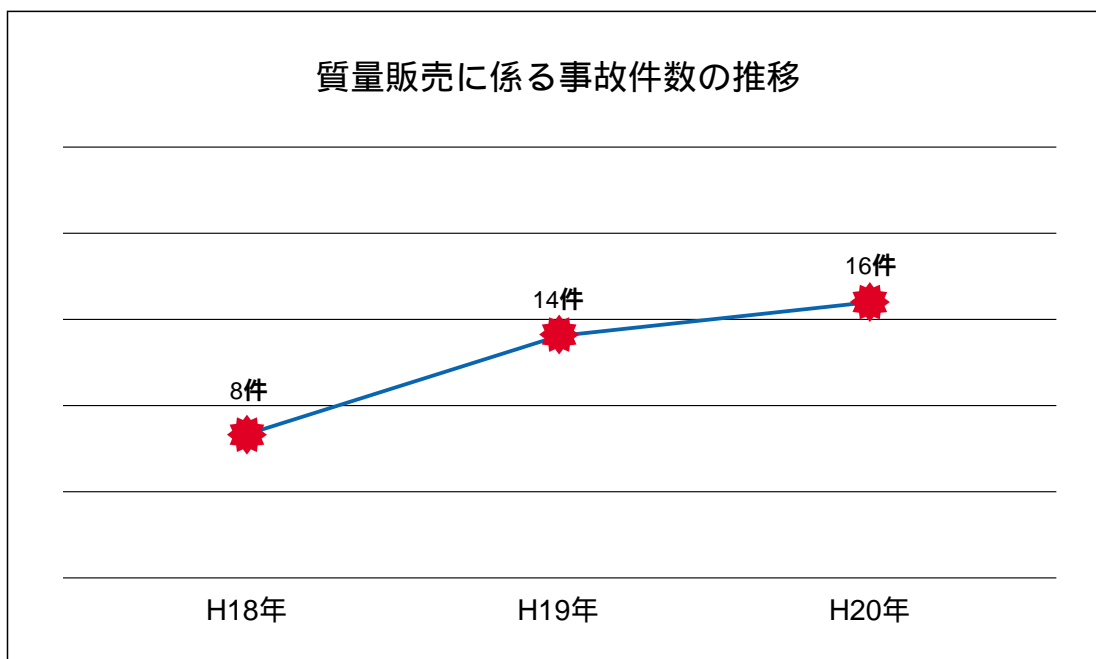
1. 質量販売事故防止

質量販売に係る事故は平成20年に16件発生しています。

主な事故の原因としては、容器と調整器の接続不良や燃焼器の点火ミス等による一般消費者等に起因するものが8件（中でも消費者による容器と調整器の接続不良が5件）、LPガス販売事業者及び保安機関による周知不足と一般消費者等による点火ミス等が重なったものが6件となっています。

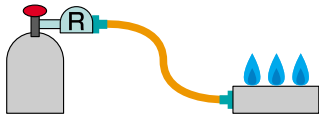
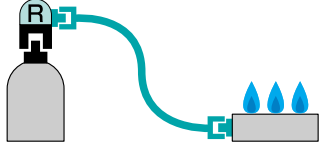
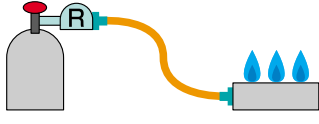
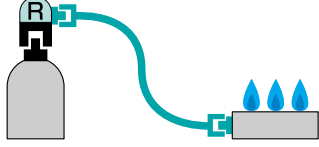
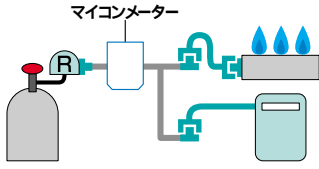
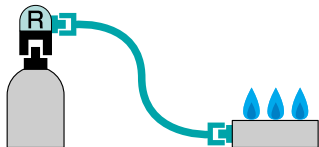
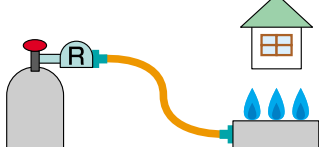
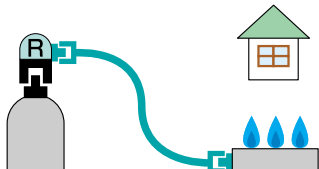
平成19年10月に東京都江戸川区で発生した質量販売先におけるLPガス爆発死亡事故を契機として経済産業省が行った調査により、約15%で基準に違反している実態が明らかになりました。





まずは基準適合状況を再確認し、改善が必要な場合は早急に改善をお願いします。



質量販売に関する主な事故事例

1. 消費者による容器と調整器の接続不良
2. 点火ミス等の誤使用
3. ゴムホースの接続不良
4. 不完全燃焼

| 使用形態 | 容器容量 | カップリング器具なし | | | カップリング器具あり | | | | |
|--------|------------------------------|----------------------------|------|----------------------|---|------|------|----|---|
| | | 接続義務 | 質量販売 | 屋内持込 | 接続義務 | 質量販売 | 屋内持込 | | |
| 屋外移動以外 | 8 (3kg) 以下 | なし 容器に調整器を接続して販売する場合に限る | 可能 | 可能 |  | なし | 可能 | 可能 |  |
| | 8 (3kg) を超え 20 (8kg) 以下 | あり | 可能 | 可能 |  | なし | 可能 | 可能 |  |
| | 20 (8kg) を超え 25 (10kg) 以下 | あり | 不可 | 不可 さらに火気との距離2m超必要 |  マイコンメーター *ガスメーターによる体積販売 | なし | 可能 | 可能 |  |
| 屋外移動 | - | なし | 可能 | - |  | なし | 可能 | - |  |

凡例： カップリング  迅速継手  カップリング付高圧ホース  カップリング付調整器

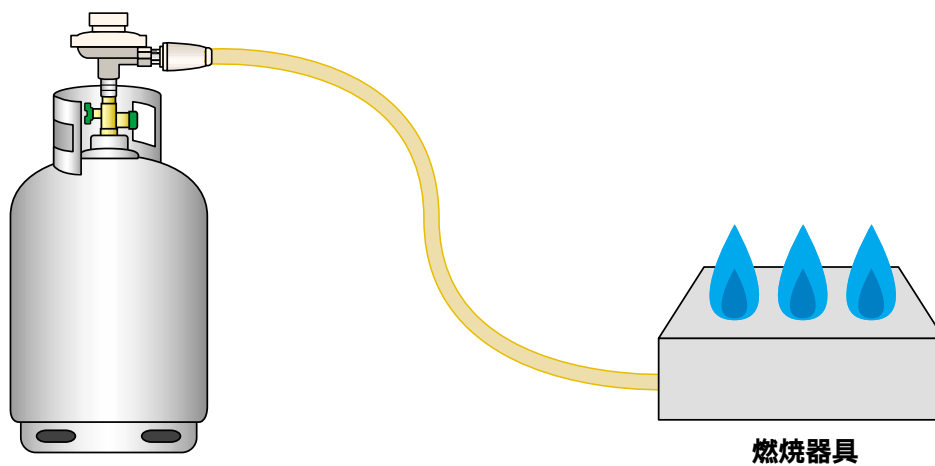
*1. 残ガスの引き取り（液石法規則第16条第15号）：質量販売の場合例外なく適用される。

*2. 高圧ガス保安法の、車両に掲載して移動する場合の基準：内容積20 超で合計40 超の場合は警戒標の掲示や工具等の携行などが必要。

*3. 計量法の法定計量に関する基準：10kg以下の液化石油ガスを法定計量単位のキログラムで販売する場合は、計量法の量目公差を超えないように計量することが必要。

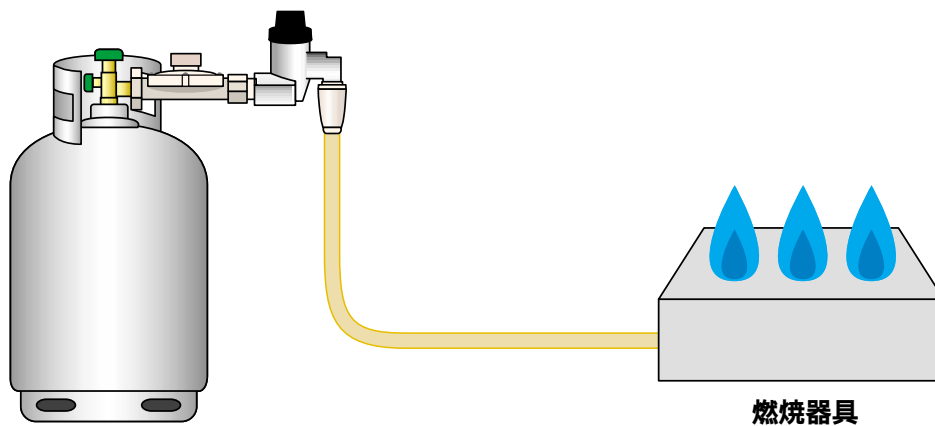
望ましい容器との接続方法（例）

カップリング式調整器・容器バルブ + 燃焼器用ホース



* 接続部からの漏えいを防止できる。

調整器の出口にヒューズガス栓を接続



* 容器バルブの誤開放等の漏えいを防止できる。

2. 安全装置付きガスコンロの設置




毎年、ガスコンロによる火災が約6,000件弱発生していることなどから、平成20年10月1日以後、原則として全ての家庭用コンロバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の搭載が義務付けとなりました。

ガス業界では、自主的取り組みとして、平成20年4月以降製造の家庭用ガスコンロの全口に安全装置（調理油過熱防止装置・立ち消え安全装置・消し忘れ消火機能）を搭載し、Siセンサーコンロとして普及を図っています。

これらのことから、Siセンサーコンロの普及を促進し、ガス使用時における火災事故の防止の徹底に努めるようお願いします。

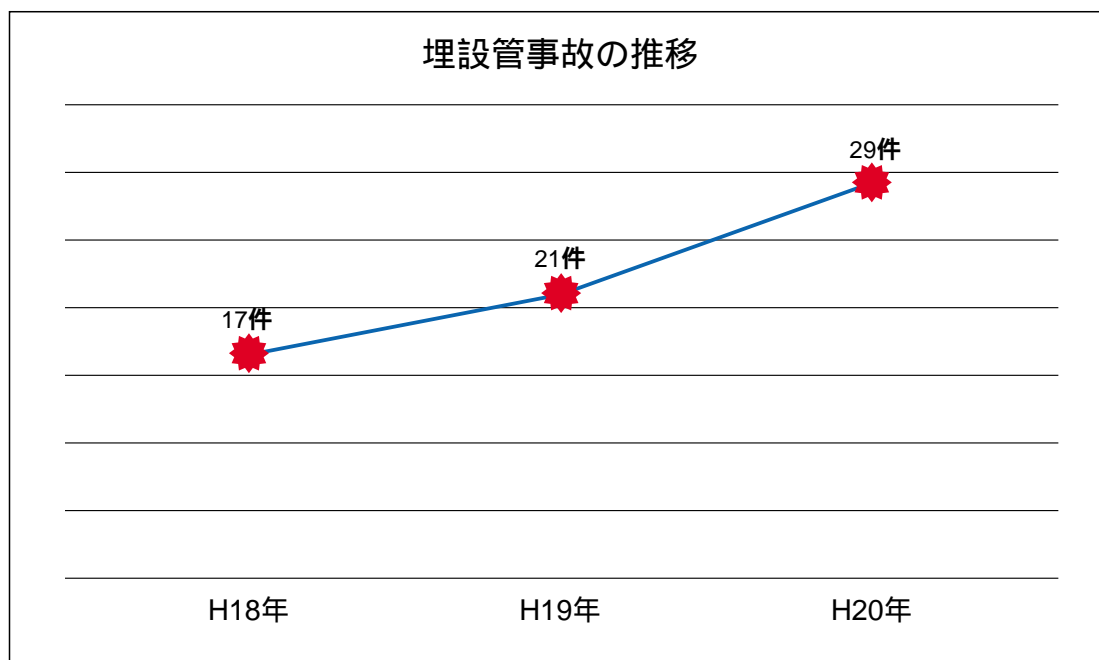


Siセンサーコンロの標準機能

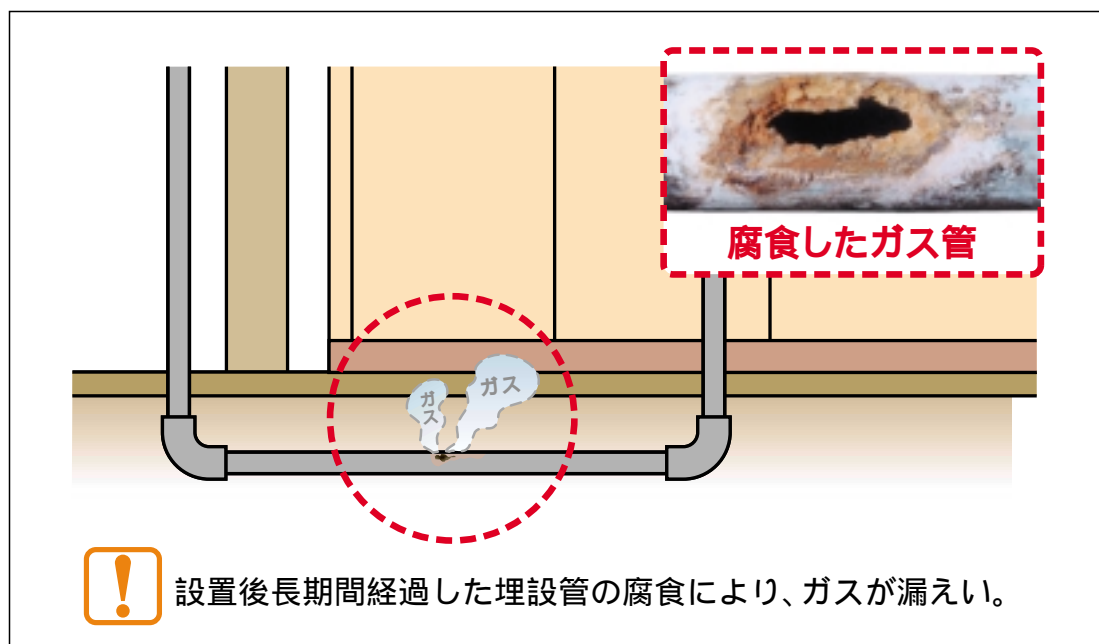
| | |
|--|--|
| <p>安全機能</p> <p>●天ぷら油過熱防止装置 (調理油過熱防止装置)</p>  <p>センサーが鍋底の温度を感知し、約250℃になると自動的に消火して油の発火を防ぎます。</p> | <p>安全機能</p> <p>●立ち消え安全装置</p>  <p>加熱中 → 火が消えるとガスを遮断</p> <p>煮こぼれや吹きこぼれ、強風などで火が消えた時、自動的にガスを止めます。</p> |
| <p>安全機能</p> <p>●こんろ消し忘れ消火機能 ●グリル消し忘れ消火機能</p>  <p>加熱中 → 一定時間で自動消火</p> <p>消し忘れても、点火後一定時間が経過した時点で自動消火します。</p> | <p>便利機能</p> <p>●早切れ防止機能</p>  <p>加熱中 → 炒めものなどでは消火しません</p> <p>炒めものなどの場合には、鍋底が約250℃になっても消火せずに、火力の「大」「小」を繰り返して早切れを防ぎます。</p> |

3. 埋設管点検

重大事故につながりやすい埋設管事故の対策として、腐食測定の実施施設がある場合には腐食測定器による測定又は漏えい検知装置の設置を行い、異常があるものは、腐食しにくい管へ速やかに改善を行う等の措置をお願いします。



主な事故事例 埋設管経年劣化



4. 法令遵守

(1) 法令遵守

ガスコンロ全口に過熱防止装置等（液石法器具省令）、長期使用のガス機器の点検制度（消費生活用製品安全法）の法令改正が行われました。これらを含め、法令を遵守する必要があります。

また、マイコンメータの検満切れ撲滅及び法令に基づくヒューズガス栓等の設置を徹底するようにお願いします。

(2) 老朽化設備の一掃

燃焼機器、ガス漏れ警報器、調整器、高圧・低圧ホース等の老朽化に係る事故を減少させるため、定期点検調査時のほか、容器交換時、検針時に設備の期限切れや老朽化を確認し、「老朽化設備の一掃」をお願いします。

なお、不完全燃焼防止装置付きの燃焼器具であっても、CO中毒事故が発生した事例があるため、点検等により老朽化が認められた場合は早急な交換をお願いします。

5. 長期使用製品安全点検制度

(1) 全てのLPガス販売事業者が行うべき内容（特定保守製品の販売を行っているか否かにかかわらず）：「関連事業者」

LPガス販売事業者（関連事業者）は、次の責務を担います。

所有者情報の提供〔責務〕

料金通知等や保安点検・調査の結果をお客様に通知する場合や、あわせてチラシ等を配布する場合は、当該通知書面の裏面等や当該チラシ等に次の事項を記載する。

また、お客様と対面する機会に、特定保守製品が設置されていることがわかる場合には当該記載内容の周知を行う。

- ・特定保守製品が設置されている場合にはメーカー等へ所有者情報の提供（登録・変更）が必要であること。
- ・点検期間に点検を行うことが必要であること。
- ・メーカー等への連絡先は製品に表示されていること。

(2) 特定保守製品の販売を行うLPガス販売事業者が行うべき内容:
「特定保守製品取引事業者」

特定保守製品の販売を行うLPガス販売事業者(特定保守製品取引事業者)は、次の義務及び責務を担います。


所有者への引渡時の説明〔義務〕

- ・点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性を製品の取得者に説明する。(次ページの図右下段参照)
- ・製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明する。(次ページの図上段参照)
- ・説明の相手は一般消費者に限らない(所有者として家屋賃貸人等の事業者があり得ることを考慮。)
- ・説明すべき時期は、まさに引渡を行うその時でなければならないわけではなく、引渡と時間的に先後することは許される(ただし、時間的に密接であることは必要。)

所有者情報の提供の協力〔責務〕

- ・製品の取得者から所有者登録のため、所有者情報の提供を受けた場合には、メーカー等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。
- ・協力は、所有者票に記載の所有者登録の方法(所有者票の送付やウェブ登録等(次ページの図参照)の代行等によって行う。

所有者票の例



<所有者票の例>

■お客様へ(法定説明事項)
 お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有償の法定点検)などの保守を行うことが求められています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者にも所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いします。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を送達代行するなどの方法によって、この製品の製造・輸入事業者にも所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

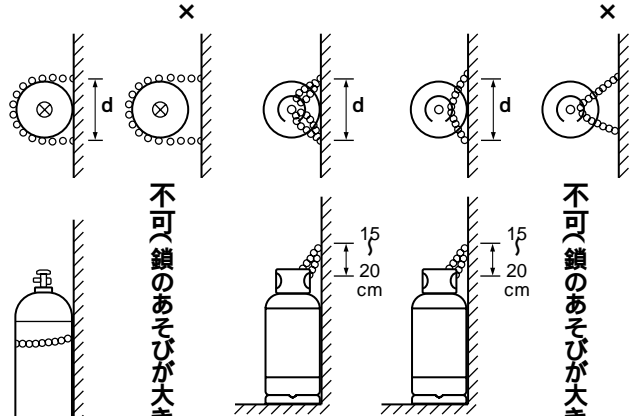
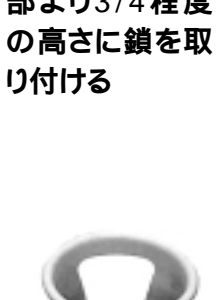

- ・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
- ・販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者にも提供して下さい。

6. その他の事故防止

(1) 地震時の事故防止対策

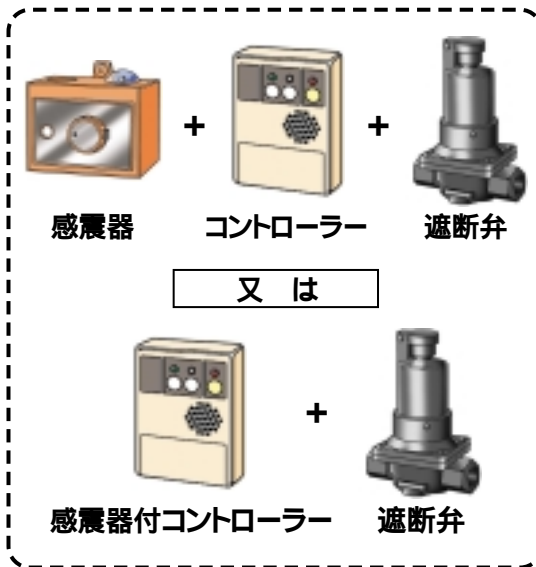
近年、各地で地震が多く発生し、災害時にLPガス設備が被害を受けるケースも多くなっています。どのような場合においてもお客様にLPガスを安心してお使い頂くためにLPガス設備が災害を受けにくくすることと、万が一災害に遭ってもLPガスによる二次災害を防止する必要があります。

地震災害例と対策例

| 災害例 | 対策例 | |
|---------------------|--|---|
| 供給管、配管(鋼管)の損傷による事故 | 配管を建物等に固定する 供給管、配管を軒下等、落下物を避けられる場所に設置 配管として配管用フレキ管を利用(消費設備側) |  <p>不可(鎖のあそびが大きい)</p> <p>不可(鎖のあそびが大きい)</p> |
| 調整器、マイコンメータの損傷による事故 | 容器、調整器、マイコンメータを独立支柱に固定する | <p>50kg 容器の場合は容器の底部より3/4程度の高さに鎖を取り付ける</p> <p>10kg及び20kg容器の場合は、容器のプロテクターの開口部に鎖等を通して取り付け</p> |
| 高圧ホースの金具からの抜けによる事故 | 容器を鎖等で建物等に固定する。 容器、調整器、マイコンメータを独立支柱に固定する |  |
| 容器バルブの損傷、容器の損傷による事故 | 容器を鎖等で建物等に固定する 50kg 容器にはバルブプロテクターをつける |  <p>バルブプロテクター</p> <p>独立支柱</p> |

地震時の二次災害防止に役立つ安全器具(例)

地震時の二次災害防止に役立つ安全機器としては、マイコンメータのほか、ガス放出防止器(38ページ)、ガス放出防止型高圧ホース(38ページ)、対震自動ガス遮断装置(下記)、折損遮断機能付調整器等があります。また、地震等による容器転倒時のバルブ損傷防止策として、バルブプロテクター(固定キャップ)も販売されています。



50kgシリンダー用バルブプロテクター

(2) パテによる余ねじ部の保護

海岸等の塩害及び酸性雨が降る恐れのある場合は、腐食によるガス漏れを防止するため、余ねじ部(接続部)を塗装等により保護をする。



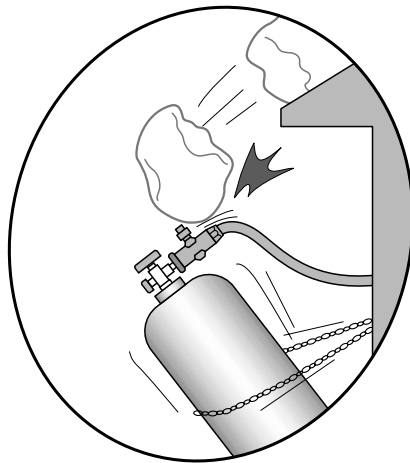
パテによる余ねじ部の保護を施した例

(3) 雪害対策

平成20年は雪害事故が11件発生し、うち9件が落雪による調整器の破断でした。
雪害の多かった平成18年も調整器、ガスメータ、配管の破損が8割を占めています。
なお、平成18年の雪害事故の多くは、例年大雪が降らない地域に大雪が降ったことが原因といわれています。

このことから、「豪雪地域」だけでなく「思いがけない大雪になる年のある地域」についても対策が必要となります。

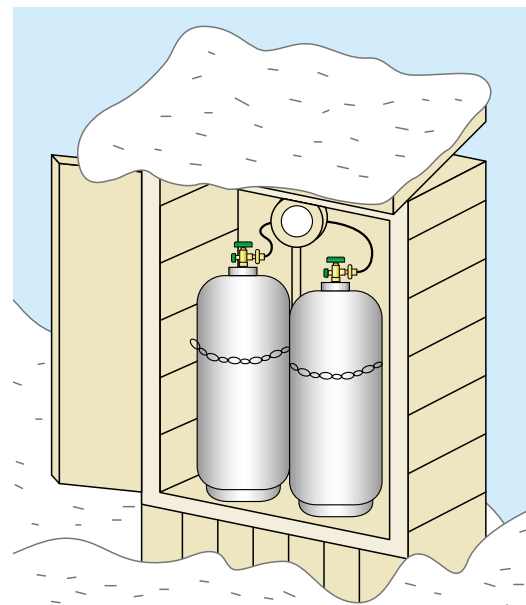
事故のイメージ



豪雪地域の雪害対策



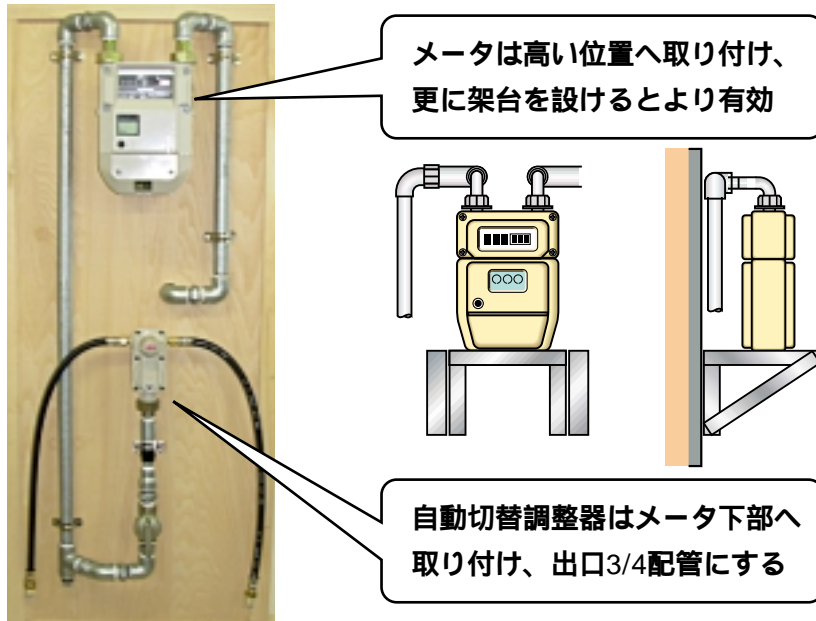
容器を含む機器を雪囲いで覆う



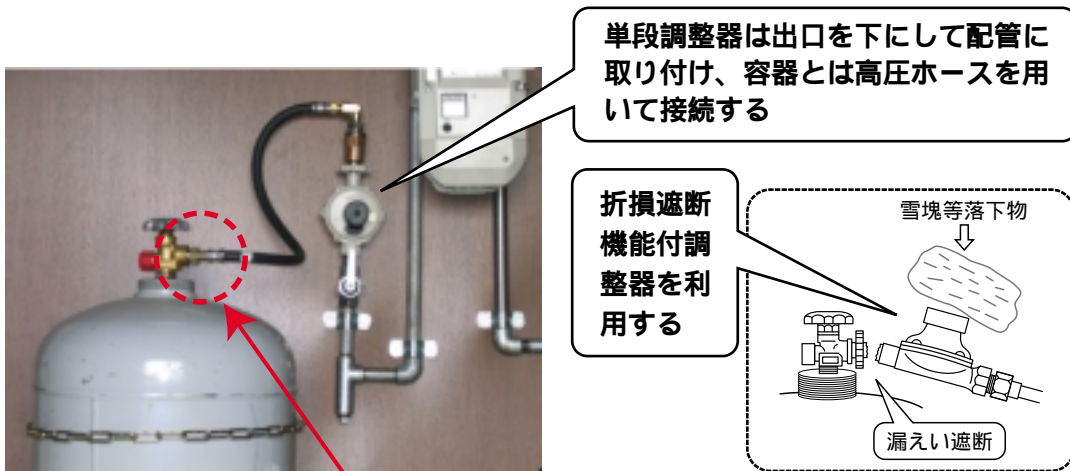
容器、調整器、メータを容器庫に納める

思わぬ大雪になる年がある地域の雪害対策

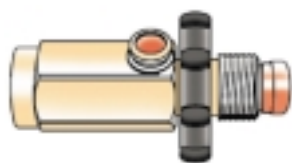
メータ、自動切替調整器の雪害対策



単段調整器の雪害対策



ガス放出防止器(過流式)



(過流式)

*(社)日本エルピーガス供給機器工業会より、過去の雪害の検証を踏まえ、過流式が最適であるとの見解がありました。

(4) 空家に容器を放置しない

空家に放置された容器の腐食によるガス漏えいが発生しています。

このケースは近隣住民からの通報等により判明することとなり、地域のお客様との信頼関係も損なわれます。

空家に容器を放置しないようお願いします。

(5) バルク事故防止対策

バルク供給に関わる事故は近年増加傾向にあります。バルク事故はひとたび発生すると被害が甚大であることから、維持管理時、充てん時、設計時、施工時の各段階で十分な事故対策を講じる必要があります。

(6) 供給機器等の再使用をしない

一度使用したLPガス供給機器等（調整器、ガス栓、ホース類）の再使用はゴム部品の劣化につながります。交換期限内であっても再使用は行わないでください。

また、自動切替調整器や燃焼器用ホースを新品に交換する際は、ユニオンパッキンやTUパッキンも必ず新品に交換してください（それぞれの機器に適合したパッキンをご使用ください）。

(7) リコール商品等の対象機器に注意する

メーカーが発表したリコールの対象機種において、メーカーが回収・点検する前に事故が発生しています。

NITE、国民生活センター、メーカー等のホームページ等で常に最新の社告・リコール情報の把握につとめてください。

なお、この種の事故は、平成20年に（株）ノーリツ製「ガスふる給湯器」が8件、（株）世田谷製作所製の風呂釜が2件発生しており、それぞれのメーカーがホームページにより対象機種名等の詳細を公開しています。

（株）ノーリツ（<http://www.noritz.co.jp/>）

（株）世田谷製作所（<http://www.setagaya-seisakusyo.co.jp/>）

参考：リコール・社告情報を掲載しているページ

・NITE（製品評価技術基盤機構） <http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>

・国民生活センター

リコールのトップページ <http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>

商品分類 <http://www.kokusen.go.jp/recall/bunrui.html>

1. 全国一斉LPガス保安高度化運動の状況調査について

次ページの報告書は、この運動内容の主要部分について、各販売事業者の運動の進捗状況などについて、全国的な状況を把握するものとなっています。（なお、報告書の項目については、今後変更される場合もあります。）

については、本運動の状況について、平成21年度は本調査を1回（平成22年3月末）実施しますので、都道府県協会へ提出をお願いいたします。

* 本運動はLPガスのお客様の信頼に応えるために、LPガス業界が一体となって、LPガス事故の撲滅を目指すことを目的に実施しています。この調査は、本運動の実施状況を把握する意味でも重要な取組みの一つです。

このことから、本調査報告書を提出していただけない販売事業者については、都道府県協会から都道府県へ報告し、提出の推進を図ることとしていますので、是非ご提出くださいますようお願いいたします。

2. 保安貢献者表彰制度について

平成16年度から経済産業省、LPガス安全委員会等において、現在のLPガスの保安水準を維持・向上するための一方策として新たな表彰制度が発足しました。

平成19年度からは受賞者に店頭用ステッカー、車両用ステッカー及び名刺用シールのデータが配布されています。

本表彰は「評価項目」で75点以上得点し、一定期間法令違反・LPガス事故がなければ申請できることとなっています。本年度の受付は終了しましたが、来年度以降、奮ってご申請ください。

また、申請されない場合でも、この表彰制度の評価項目は、自己診断に活用することにより、自社の保安レベルが明らかとなり、不得意な保安分野が判明するなど、社内の保安の確認にも役立つものとなっています。

その意味においても個々の販売事業者だけではなく、LPガス販売業界全体の保安水準が維持・向上にも結果として貢献することとなり、そのことはお客様のためであり、業界の発展に貢献することにつながりますので、是非、評価項目について自己診断してみてください。

・ 保安貢献者表彰制度の概要

- (1) 主な評価項目・・・保安体制、安全機器設置、期限管理、資格者の確保、CO中毒事故防止、埋設管管理、自主的な保安高度化、消費者保安啓発 等
- (2) 表彰の種類・・・原子力安全・保安院長表彰
高圧ガス保安協会会長表彰
LPガス安全委員会会長表彰
- (3) 申請の基準点・・・100点満点中75点
- (4) 裾切り基準・・・人損を伴うLPガス事故が過去5年間
(人損を伴わない事故は過去3年間) なし
3年間法令違反無し
- (5) 再受賞・・・可能

評価項目

I.保安方針

注)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

| 項目 | 内容 | 解説 | 配点 | いずれか○ | 得点 | 備考 |
|--|---|--|----|-------|----|--------|
| No. 1 保安体制・責任と権限の明確化 | | | | | | |
| ① 保安確保の目標管理 | 保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。(計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。) | 計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。 | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| | | 実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。 | 3点 | ○ × | 点 | 3点又は0点 |
| | | 検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。 | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| 注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。 | | | | | | |
| No. 2 安全機器等の設置の取り組み | | | | | | |
| ① ガス漏れ警報器 | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○]。) | | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| | 設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) | ① 法令義務施設以外の施設も含まれます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |
| ② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く) | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 | | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| | 設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) | 消費者拒否の場合は未設置となります。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |

| | | | | | | |
|-------------------------|---|--|-----|-----|-----|--------|
| ③ 漏洩検知装置 | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○]。) | | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| | 設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう。) | 調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。消費者拒否の場合は未設置となります。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |
| ④ 集中監視システムの導入 | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率70%以下でも可[○]。) | | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| | 導入率70%以上 | 消費者拒否の場合は未設置となります。 | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| ⑤ 安全装置付きガスコンロ | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 | ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |
| ⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置 | 設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 | ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |
| ⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器 | 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 | ここでいう火災警報器付き複合型とは、火災警報器、ガス漏れ警報器及び一酸化炭素(CO)警報器の複合した警報器をいいます。 | 1点 | ○ × | 点 | 1点又は0点 |
| No. 3 予防保全(期限管理) | | | | | | |
| ① 調整器の定期交換 | I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものがいないこと。 | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| ② 高低圧ホースの定期交換 | I類;S型は製造年月から10年、II類;N型は製造年月から7年を経過したものがいないこと。 | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| ③ 定期交換の管理 | 上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。 | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| ④ 老朽化設備・機器の一掃 | 老朽化設備・機器の一掃を推進している。 | 定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。 | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| 合 計 | | | 46点 | | 0 点 | |

Ⅱ.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

| 項目 | 内容 | 解説 | 配点 | いずれかに○ | 得点 | 備考 |
|---|--|---|----|--------|----|-----------|
| No. 1 資格者の確保 | | | | | | |
| 従事者の資格 (二販、設備士、 業務主任者代理 者)取得状況 | 150%以上 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">延べ資格者数(*1)</div> ○○% — <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">液石法の販売事業に係る従事者数(*2)</div> | 5点 | ○ × | 点 | 5点、2点又は0点 |
| | 100%以上150%未満 | *1「資格者数」とは、液化石油ガス設備士、二販、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。 *2「液石法の販売事業に係る従事者数」は、液石法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。 | 2点 | ○ × | | |
| No. 2設備工事 | | | | | | |
| 配管図面の保管 | 法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。 | 配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。 | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| No. 3 一酸化炭素中毒事故防止対策 | | | | | | |
| 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動 | 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一括を推進するとともに、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。 | 対象となる燃焼器具がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、一酸化炭素中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。 | 3点 | ○ × | 点 | 3点又は0点 |
| ② 排気筒の保安啓発活動 | 定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。 | | 2点 | ○ × | 点 | 2点又は0点 |
| ③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換 | 開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。 | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |

| No. 4 埋設管の管理 | | | | | | |
|--------------|--|---|-----|-----|-----|--------|
| 腐食測定の実施及び改善等 | 埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。 | <p>1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。</p> <p>① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。</p> <p>② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。</p> <p>③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。 (詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。)</p> <p>2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知装置の設置でも、改善とみなす。</p> | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は0点 |
| 合 計 | | | 25点 | | 0 点 | |

Ⅲ.保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

| 項目 | 内容 | 解説 | 配点 | いずれかに○ | 得点 | 備考 |
|----------------------|--|----------|----|--------|----|--------------|
| No. 1 自主的な保安高度化の取り組み | | | | | | |
| ① 法定期間内における供給設備点検頻度 | 全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。 | 1年に1回以上。 | 3点 | ○ × | 点 | 3点、2点、1点又は0点 |
| | | 2年に1回。 | 2点 | ○ × | | |
| | | 3年に1回。 | 1点 | ○ × | | |
| ② 法定期間内における消費設備調査頻度 | 全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。 | 1年に1回以上。 | 3点 | ○ × | 点 | 3点、2点、1点又は0点 |
| | | 2年に1回。 | 2点 | ○ × | | |
| | | 3年に1回。 | 1点 | ○ × | | |
| ③ メータの異常表示の確認 | 全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。 | | 4点 | ○ × | 点 | 4点又は0点 |
| ④ 安全装置の有無の調査 | 全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。 | | 4点 | ○ × | 点 | 4点又は0点 |

| No. 2 消費者保安啓発活動 | | | | | | |
|------------------------------|--|--|-----|-----|-----|---------|
| ① 消費者への保安啓発活動 | 全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。) | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は10点 |
| ② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動 | 10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示。) | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は10点 |
| ③ 高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動 | LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。 | | 5点 | ○ × | 点 | 5点又は10点 |
| 合 計 | | | 29点 | | 0 点 | |

総合計(I + II + III)

| | | | | | |
|--|-----|------|---|-----|---|
| | 総合計 | 100点 | - | 0 点 | - |
|--|-----|------|---|-----|---|

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について:

②安全装置の設置について:

③消費者啓発について:

実行

検討・評価

受賞店ステッカー、シール印刷見本

保安優良LPガス販売事業者 LPガス安全委員会会長表彰

- ◎車両用ステッカー（サイズ:約34×13cm）マグネット仕様……………2枚
※受賞店名が入ります。



- ◎店内用ステッカー（サイズ:約20×18cm）
アートタック紙+PP貼り仕様……………1シート（2枚入り）
※受賞店名が入ります。



- ◎名刺用受賞店シール CD ROM（シールサイズ:約1.7×1.5cm）……………1枚

※ご使用の皆様にはこのデータをお近くの印刷会社へお持ちし、作成する枚数などをご相談してください。



使用例

資料編

1. 平成20年LPガス一般消費者事故集計表

経済産業省
LPガス保安課
21.3.19

1. 年別及び月別事故(累計)件数

| 年 月 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1月 | 5 | 3 | 21 | 11 | 17 | 6 | 8 | 55 | 20 | 17 |
| 2月 | 9 <u>14</u> | 9 <u>12</u> | 11 <u>32</u> | 5 <u>16</u> | 11 <u>28</u> | 14 <u>20</u> | 15 <u>23</u> | 49 <u>104</u> | 18 <u>38</u> | 26 <u>43</u> |
| 3月 | 9 <u>23</u> | 12 <u>24</u> | 5 <u>37</u> | 9 <u>25</u> | 8 <u>36</u> | 10 <u>30</u> | 15 <u>38</u> | 8 <u>112</u> | 25 <u>63</u> | 22 <u>65</u> |
| 4月 | 8 <u>31</u> | 8 <u>32</u> | 3 <u>40</u> | 5 <u>30</u> | 4 <u>40</u> | 7 <u>37</u> | 2 <u>40</u> | 7 <u>119</u> | 19 <u>82</u> | 21 <u>86</u> |
| 5月 | 6 <u>37</u> | 6 <u>38</u> | 7 <u>47</u> | 11 <u>41</u> | 10 <u>50</u> | 11 <u>48</u> | 6 <u>46</u> | 11 <u>130</u> | 18 <u>100</u> | 14 <u>100</u> |
| 6月 | 8 <u>45</u> | 2 <u>40</u> | 5 <u>52</u> | 8 <u>49</u> | 12 <u>62</u> | 5 <u>53</u> | 6 <u>52</u> | 11 <u>141</u> | 18 <u>118</u> | 10 <u>110</u> |
| 7月 | 5 <u>50</u> | 6 <u>46</u> | 6 <u>58</u> | 10 <u>59</u> | 10 <u>72</u> | 10 <u>63</u> | 6 <u>58</u> | 18 <u>159</u> | 18 <u>136</u> | 25 <u>135</u> |
| 8月 | 4 <u>54</u> | 7 <u>53</u> | 6 <u>64</u> | 6 <u>65</u> | 9 <u>81</u> | 11 <u>74</u> | 4 <u>62</u> | 19 <u>178</u> | 21 <u>157</u> | 19 <u>154</u> |
| 9月 | 5 <u>59</u> | 9 <u>62</u> | 5 <u>69</u> | 6 <u>71</u> | 8 <u>89</u> | 7 <u>81</u> | 4 <u>66</u> | 11 <u>189</u> | 17 <u>174</u> | 14 <u>168</u> |
| 10月 | 6 <u>65</u> | 2 <u>64</u> | 6 <u>75</u> | 5 <u>76</u> | 12 <u>101</u> | 10 <u>91</u> | 6 <u>72</u> | 10 <u>199</u> | 22 <u>196</u> | 19 <u>187</u> |
| 11月 | 3 <u>68</u> | 9 <u>73</u> | 8 <u>83</u> | 7 <u>83</u> | 8 <u>109</u> | 6 <u>97</u> | 9 <u>81</u> | 9 <u>208</u> | 20 <u>216</u> | 26 <u>213</u> |
| 12月 | 11 <u>79</u> | 5 <u>78</u> | 4 <u>87</u> | 7 <u>90</u> | 11 <u>120</u> | 8 <u>105</u> | 24 <u>105</u> | 11 <u>219</u> | 23 <u>239</u> | 19 <u>232</u> |
| 合計 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |
| 対前年比 (%) | + 5.3 | ▲ 1.3 | + 11.5 | + 3.4 | + 33.3 | ▲ 12.5 | ±0.0 | + 108.6 | + 9.1 | |

[注] 1. 下線部分は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得ます。

2. 平成20年における雪害に起因する事故は、12月現在で11件となっております(平成18年は80件)。

2. 年別事故件数及び死傷者数

| 年 項目 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 件数 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |
| うちB級 以上事故 | 7 | 10 | 4 | 3 | 9 | 6 | 1 | 2 | 5 | 4 |
| 死者(人) | 5 | 8 | 2 | 4 | 7 | 2 | 1 | 0 | 4 | 4 |
| 傷者(人) | 66 | 73 | 69 | 64 | 86 | 88 | 58 | 78 | 98 | 76 |
| うちB級 以上事故 | 14 | 20 | 23 | 8 | 6 | 18 | 0 | 5 | 10 | 1 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。

3. CO中毒事故(酸欠事故は除く)年別事故件数及び死症者数

| 年 項目 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 件数 | 12 | 8 | 6 | 8 | 9 | 6 | 10 | 5 | 11 | 6 |
| うちB級 以上事故 | 3 | 2 | 0 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 | 3 | 2 |
| 死者(人) | 2 | 3 | 0 | 4 | 4 | 0 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 症者(人) | 28 | 13 | 17 | 18 | 17 | 21 | 22 | 13 | 29 | 8 |
| うちB級 以上事故 | 9 | 0 | 0 | 1 | 1 | 7 | 0 | 0 | 9 | 0 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。

4. 原因者別事故件数

| 年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|---------------|
| 項目 | | | | | | | | | | |
| 消費者の 器具誤操作等 不注意 | 20 | 24 | 21 | 28 | 33 | 33 | 31 | 23 | 66 | 77 |
| うち 点火ミス、立ち 消え | - | - | - | - | - | - | (11) | (11) | (21) | (15) |
| うち 不適切な使用 | - | - | - | - | - | - | (8) | (5) | (14) | (35) |
| うち 誤開放 | - | - | - | - | - | - | (5) | (5) | (11) | (14) |
| 消費者不注意、 販売店保守 サービスに問題 | 5 | 5 | 7 | 8 | 11 | 6 | 7 | 16 | 16 | 4 |
| 販売店等の 不適切な処理 | 11 | 9 | 14 | 14 | 28 | 20 | 20 | 28 | 65 | 60 |
| うち 腐食等劣化 | - | - | - | - | - | - | (2) | (10) | (21) | (18) |
| うち 工事ミス、作 業ミス | - | - | - | - | - | - | (3) | (9) | (19) | (17) |
| うち 容器交換時の 接続ミス等 | - | - | - | - | - | - | (6) | (2) | (13) | (13) |
| 設備工事業者 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 6 | 5 | 7 | 7 | 5 |
| 充電事業者 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 他工事業者 | - | - | - | - | - | - | 5 | 15 | 18 | 19 |
| 器具メーカー | - | - | - | - | - | - | 2 | 14 | 23 | 14 |
| 雪害等の 自然災害 | 1 | 4 | 16 | 3 | 8 | 4 | 24 | 81 | 6 | 11 |
| その他※ | 24 | 17 | 10 | 18 | 12 | 17 | 2 | 16 | 14 | 8 |
| 不 明 | 15 | 16 | 13 | 14 | 26 | 18 | 8 | 18 | 22 | 31 |
| 合 計 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。

※「その他」に分類された主たる原因者は、原因者が複合する場合、上記に分類されていない事業者等である。
なお16年までは「その他」に他工事業者（水道工事業者、解体業者等）及び器具メーカーが原因の事故も含む。

5. 場所別事故件数

| 年 項目 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 一般住宅 | 24 | 25 | 37 | 28 | 41 | 30 | 36 | 100 | 95 | 94 |
| 共同住宅 | 23 | 26 | 18 | 26 | 31 | 26 | 24 | 58 | 58 | 60 |
| 旅館 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 2 | 6 | 6 | 4 | 4 |
| 飲食店 | 10 | 8 | 8 | 12 | 10 | 19 | 21 | 18 | 31 | 28 |
| 学校 | 0 | 2 | 6 | 3 | 3 | 4 | 1 | 3 | 7 | 4 |
| 病院 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 工場 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| 事務所 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 | 7 | 3 | 4 |
| その他 | 18 | 16 | 15 | 17 | 27 | 21 | 14 | 27 | 35 | 35 |
| 合計 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。

6. 現象別事故件数

| 年 項目 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 漏えい | 21 | 14 | 40 | 31 | 34 | 41 | 46 | 137 | 113 | 113 |
| 漏えい爆発等 | 45 | 53 | 38 | 51 | 77 | 57 | 48 | 57 | 64 | 53 |
| 漏えい火災※ | - | - | - | - | - | - | - | 19 | 51 | 60 |
| CO中毒 酸欠 | 13 | 11 | 9 | 8 | 9 | 7 | 11 | 6 | 11 | 6 |
| 合計 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。
19年からは、ガス漏れのない火災は事故件数から除く。
※17年までの「漏えい火災」は、「漏えい爆発等」の内数とする。

7. 発生箇所別事故件数

| 項目 | 年 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|------------------|-------------------------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|---------------|
| | 供 | 容器、 容器バルブ | 4 | 6 | 3 | 9 | 13 | 10 | 9 | 8 | 13 |
| 給 | 調整器 | 6 | 5 | 22 | 6 | 13 | 9 | 12 | 60 | 22 | 21 |
| 設 | 高圧ホース 集合装置 ガスメータ | 4 | 5 | 9 | 8 | 8 | 6 | 7 | 19 | 18 | 26 |
| | バルク貯槽 バルク容器 附属機器等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 8 | 14 | 4 |
| 備 | 供給管 | 10 | 10 | 12 | 8 | 11 | 17 | 20 | 33 | 35 | 26 |
| | 内埋設管 | 5 | 9 | 5 | 4 | 3 | 10 | 9 | 15 | 20 | 21 |
| | その他 | 0 | 0 | 5 | 4 | 0 | 2 | 0 | 3 | 5 | 1 |
| | 計 | 24 | 26 | 51 | 35 | 48 | 47 | 50 | 131 | 107 | 92 |
| 消 費 設 備 | 配管 | 5 | 4 | 5 | 6 | 3 | 5 | 7 | 14 | 7 | 15 |
| | 内埋設管 | 1 | 0 | 2 | 5 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 8 |
| | 末端ガス栓 | 7 | 6 | 2 | 3 | 7 | 5 | 3 | 11 | 18 | 22 |
| | 金属フレキ管 低圧ホース ゴム管等 | 6 | 10 | 2 | 13 | 9 | 4 | 7 | 15 | 15 | 19 |
| | こんろ | 5 | 6 | 6 | 7 | 10 | 9 | 5 | 3 | 13 | 10 |
| | 炊飯器 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| | レンジ オープン | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| | 瞬間湯沸器 | 10 | 8 | 6 | 5 | 5 | 4 | 7 | 11 | 5 | 7 |
| | ふろがま | 3 | 10 | 6 | 8 | 11 | 6 | 6 | 9 | 32 | 27 |
| | ストーブ | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| | 業務用 燃焼器 | 5 | 1 | 1 | 2 | 6 | 12 | 15 | 8 | 28 | 29 |
| | その他の 燃焼器 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| その他 (不明) | 3 | 1 | 1 | 4 | 8 | 2 | 2 | 9 | 2 | 2 | |
| | 計 | 47 | 47 | 32 | 53 | 63 | 49 | 53 | 81 | 129 | 136 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2 (1) | 2 (2) |
| | 不明 | 8 | 5 | 4 | 1 | 9 | 7 | 2 | 4 | 1 | 2 |
| | 合計 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があり得ます。

なお、本表は事故発生箇所を分類したものであって、必ずしも各々の器具等の不具合によるものではありません。「その他」の()内は充てん設備によるもの。

19年からは、項目名の「ゴム管」を「金属フレキ管、低圧ホース、ゴム管等」に修正し、末端ガス栓と燃焼器を接続する器具等を分類。

(参考 1)

消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

| 年 項目 | 11年 | 12年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 (~12月) |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 全事故件数 | 79 | 78 | 87 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |
| 消費設備に係る 事故件数 | 47 | 47 | 32 | 53 | 63 | 49 | 53 | 81 | 129 | 136 |
| 消費設備に係る 安全器具設置先 事故発生件数 | 23 | 20 | 16 | 23 | 33 | 29 | 39 | 44 | 42 | 43 |
| うち B級事故件数 | 4 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| うち CO中毒事故 件数 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

[注] 20年は12月までの累計。速報値のため、変更等があります。

消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数 43 件の内訳

- ・ 燃焼器具の立消え、点火ミス等 … 7 件
- ・ 燃焼器具の器具栓閉め忘れ、
誤開放等 … 13 件
- ・ 燃焼器具の異常燃焼 … 3 件
- ・ 燃焼器具の修理ミス等 … 1 件
- ・ ふろがまの空だき … 0 件
- ・ CO中毒・酸欠 … 2 件
- ・ 末端ガス栓の誤開放等 … 3 件
- ・ 配管の損傷・腐食・接続不良 … 4 件
- ・ ゴム管の接続不良 … 1 件
- ・ ゴム管の損傷 … 0 件
- ・ ふろがまの経年劣化 … 0 件
- ・ 金属フレキ管接続ミス・接続不良 … 0 件
- ・ 末端ガス栓の腐食 … 0 件
- ・ 末端ガス栓の接続工事不良 … 0 件
- ・ 不明 … 7 件
- ・ 設備工事中の作業ミス等 … 2 件

(参考 2)

B 級 事 故 発 生 状 況
(平成 20 年 1 2 月 末 現 在)

| 発生日 | 都道府県 | 現 象 | 被害状況 | 建 物 | 原 因 等 |
|-------|------|-------|--------------|------|--|
| 2月9日 | 千葉県 | 漏えい爆発 | 死亡 1 | 一般住宅 | 消費者宅で火災が発生し、水道2階建住宅約150㎡がほぼ全焼し、住人1名が死亡した。原因は、ガスストーブを1階居間壁のヒューズガス栓から強化ガスホースでコタツ付近まで持ってきて使用しており、当該ストーブの使用開始時に何らかの原因で漏えい滞留していたガスに引火し、爆発したものと推定されるが、詳細は調査中。 |
| 6月12日 | 鹿児島県 | 漏えい火災 | 死亡 1 軽傷 1 | 一般住宅 | 一般住宅において、居住者が倉庫から2kg容器及び調整器が接続されたこんろを屋内へ運び、ライターで点火したところ爆発し、家屋が全焼し、点火者1名が死亡するとともに、別の居住者1名が軽傷を負った。 原因は、消防による調査の結果、ゴム管、調整器の脱落又は劣化等により漏えいしたガスにライターの火が引火したものと推定されるが、調整器、低圧ホースが焼失しており、断定はできない。 なお、当該こんろは20年ほど前から2kg容器及び調整器が接続された状態で倉庫内に保管されていた。 (質量販売2kg×1) |
| 7月31日 | 和歌山県 | CO中毒 | 死亡 1 | 飲食店 | 通行人より、飲食店内で煙が充満しているとの通報を受け、消防が駆けつけたところ、店内で従業員が倒れているのを発見し、病院に搬送したが、死亡が確認された。 原因は、当該従業員が換気扇を起動させない状態でコンロを長時間使用したために、店舗内が酸欠状態となり当該コンロから一酸化炭素が発生しCO中毒に至ったもの。 |
| 9月2日 | 千葉県 | CO中毒 | 死亡 1 | 飲食店 | 飲食店において、当該飲食店に入りしっている業者の従業員が厨房内に1名が倒れているのを発見し、消防へ通報したが、既に死亡していた。 原因は、当該厨房内の換気扇が作動しておらずスープレンジの火が着いたままになっており、消防が厨房内の一酸化炭素濃度を計測したところ、計測器の上限值である500ppmを振り切ったことから、換気をせずにスープレンジを使用したことで不完全燃焼を起こしCO中毒に至ったものと推定される。 |

(参考 2)

B 級 事 故 発 生 状 況
(平成 21 年 2 月 末 現 在)

| 発生日 | 都道府県 | 現 象 | 被害状況 | 建 物 | 原 因 等 |
|-------|------|-------|------------------|------|--|
| 1月26日 | 鹿児島県 | CO中毒 | 軽症 18 | 学校 | 高等学校において、一酸化炭素中毒により、調理実習中の生徒 17 名と教員 1 名が病院で治療を受けた。原因は、自然排気式 (CF式) ボイラーと換気扇を同時に使用したことにより、室外よりも室内の圧力が低下し、一酸化炭素を含むボイラーの排気が排気筒から正常に室外へ排出されず、ボイラー排気筒下部のボックスから室内に流入したことにより、室内の一酸化炭素濃度が上昇し、事故に至ったものと推定される。 |
| 2月13日 | 京都府 | 漏えい爆発 | 死亡 1 名 軽傷 2 名 | 一般住宅 | 一般住宅において、点検を行っていた液化石油ガス販売業者が風呂釜に着火したところ、漏えいしていたガスが爆発し、家人 1 名が死亡、2 名が負傷 (家人及び液化石油ガス販売事業者従業員) した。原因は、何らかの原因でガスホースを接続していたアダプターが振れたことにより漏えいしたガスに、引火・爆発したものと推定されるが、現在詳細調査中。 |

(参考 3)

各都道府県別事故件数(平成20年12月末現在)

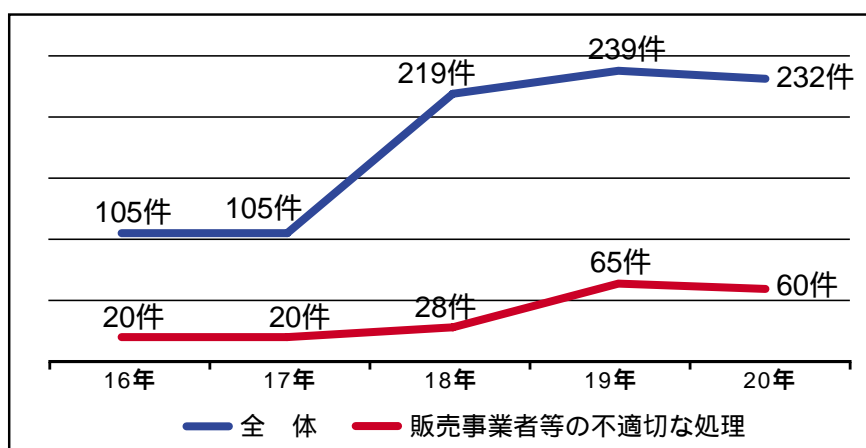
| | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 9 | 16 | 11 | 23 | 21 | 24 | 20 | 岡山 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 7 |
| 青森 | 2 | 0 | 0 | 2 | 9 | 2 | 4 | 広島 | 6 | 3 | 3 | 2 | 6 | 6 | 6 |
| 秋田 | 1 | 3 | 0 | 5 | 36 | 4 | 6 | 鳥取 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| 山形 | 0 | 2 | 0 | 1 | 13 | 2 | 5 | 島根 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 岩手 | 0 | 2 | 0 | 2 | 7 | 4 | 8 | 山口 | 2 | 1 | 3 | 0 | 2 | 3 | 2 |
| 宮城 | 2 | 3 | 3 | 4 | 1 | 8 | 5 | 中国地域 | 13 | 7 | 9 | 2 | 14 | 18 | 22 |
| 福島 | 1 | 0 | 4 | 3 | 2 | 5 | 2 | 香川 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 |
| 東北地域 | 6 | 10 | 7 | 17 | 68 | 25 | 30 | 愛媛 | 0 | 4 | 1 | 1 | 2 | 4 | 1 |
| 栃木 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 | 4 | 1 | 徳島 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 茨城 | 2 | 4 | 3 | 0 | 6 | 6 | 3 | 高知 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 群馬 | 2 | 2 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 | 四国地域 | 1 | 7 | 5 | 2 | 7 | 11 | 4 |
| 埼玉 | 6 | 11 | 7 | 4 | 9 | 27 | 16 | 福岡 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 6 | 10 |
| 東京 | 7 | 3 | 6 | 3 | 3 | 16 | 7 | 佐賀 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 千葉 | 2 | 6 | 3 | 1 | 8 | 15 | 18 | 長崎 | 1 | 3 | 0 | 2 | 3 | 5 | 10 |
| 神奈川 | 9 | 12 | 7 | 5 | 10 | 13 | 18 | 熊本 | 3 | 1 | 4 | 2 | 4 | 2 | 5 |
| 新潟 | 2 | 1 | 1 | 6 | 6 | 3 | 2 | 大分 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 |
| 長野 | 3 | 7 | 8 | 4 | 7 | 5 | 0 | 宮崎 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 山梨 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 鹿児島 | 0 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 静岡 | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 | 7 | 5 | 九州地域 | 6 | 5 | 13 | 11 | 12 | 19 | 34 |
| 関東地域 | 35 | 48 | 38 | 27 | 59 | 98 | 76 | 沖縄 | 0 | 2 | 0 | 1 | 5 | 4 | 3 |
| 愛知 | 3 | 4 | 6 | 1 | 10 | 7 | 3 | 全国合計 | 90 | 120 | 105 | 105 | 219 | 239 | 232 |
| 岐阜 | 1 | 7 | 1 | 1 | 5 | 7 | 7 | [注] 速報値のため、変更等があり得ます。 | | | | | | | |
| 三重 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| 富山 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 | 4 | 1 | | | | | | | | |
| 石川 | 1 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 5 | | | | | | | | |
| 中部地域 | 8 | 18 | 12 | 3 | 21 | 19 | 17 | | | | | | | | |
| 福井 | 0 | 1 | 2 | 5 | 1 | 2 | 2 | | | | | | | | |
| 滋賀 | 5 | 2 | 2 | 4 | 3 | 5 | 4 | | | | | | | | |
| 京都 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 3 | | | | | | | | |
| 奈良 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | | | | | | | | |
| 和歌山 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 3 | | | | | | | | |
| 大阪 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 4 | 5 | | | | | | | | |
| 兵庫 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 3 | 8 | | | | | | | | |
| 近畿地域 | 12 | 7 | 10 | 19 | 12 | 21 | 26 | | | | | | | | |

2. LPガス事故事例（平成20年）

販売事業者に 起因する 事故の増加について

平成21年8月
(社)エルピーガス協会

■事故件数の推移(平成16年～平成20年)

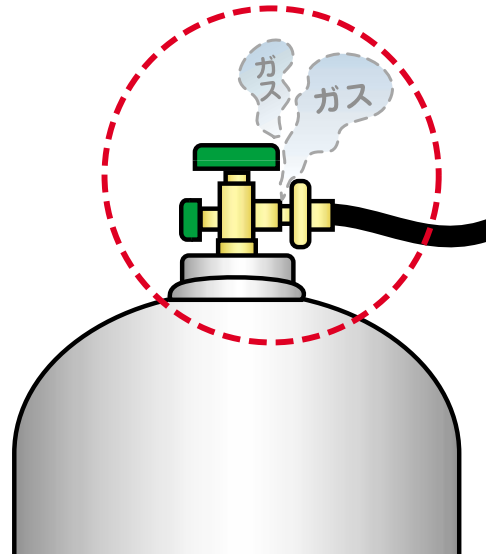


LPガス事故件数が増加。
その中で、販売事業者に起因する事故が増加。

■主な事故事例① 容器接続不良・容器未接続



容器と高圧ホースの接続が不十分又は未接続により、ガスが漏えい。



■主な事故事例② 施工不完全

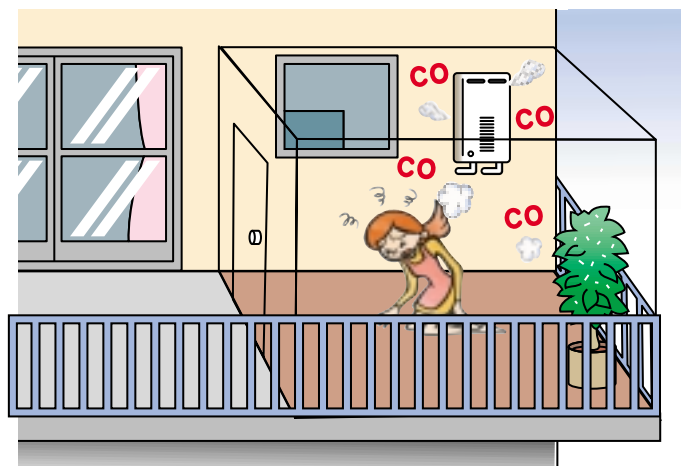


調整器にホースを接続する際、過大な力で閉め、調整器が破損したことによる。

閉め込み
すぎにより
ガス漏えい

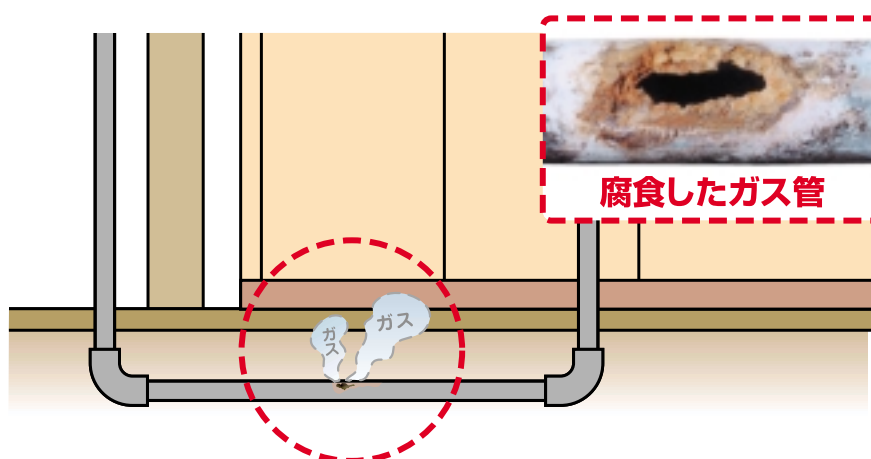


■主な事故事例③ 基準不適合



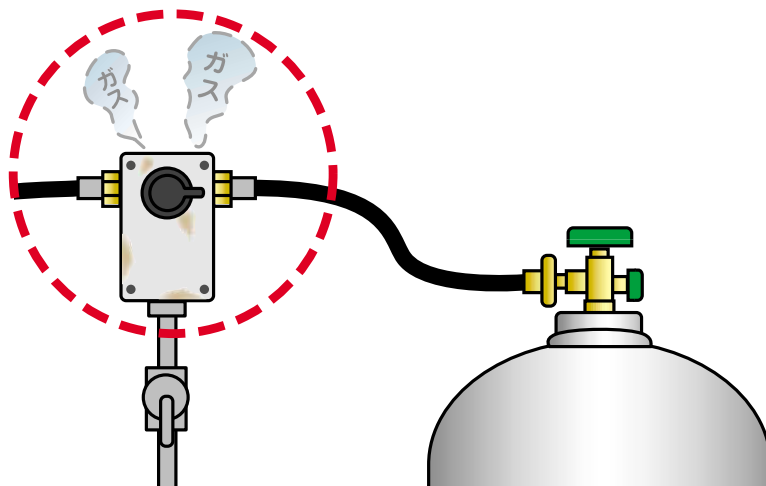
屋外式給湯器を囲いのある場所に設置してCO中毒。

■主な事故事例④ 埋設管経年劣化



設置後長期間経過した埋設管の腐食により、ガス漏えい。

■主な事故事例⑤ 調整器経年劣化



製造後10年以上経過した調整器からガス漏えい。

経済産業省

平成 21・03・26 原院第 10 号
平成 21 年 3 月 30 日

平成 21 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-09-13



I. 保安対策指針の考え方

液化石油ガスの保安行政は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づき、液化石油ガス販売事業者（以下「LPガス販売事業者」という。）及び保安機関に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課している。保安規制については、液化石油ガスの技術の進展への対応、自主保安の向上を促す規制体系の構築、業務委託の進展等業態の変化に適応した規制体系の構築等を背景とした平成8年の液石法改正により、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査などによる事後規制で法令遵守を確保する体系となっており、より実効性が高く、自主保安活動の推進につながる規制とすることを基本としている。

この体系のもとで、LPガス販売事業者及び保安機関は、液石法に係る法令を遵守することはもとより、ガス瞬間湯沸器事故をはじめとして製品事故に対する一般消費者等の安全・安心に対する行政や産業界の取組が社会的にも大きな問題として取り上げられたように、国民の求める安全に対するニーズが高まっており、より実効性の高い保安管理システムを導入し、保安対策を確実に実施していくことが求められていることを十分に認識することが必要である。

しかしながら、平成20年度においても、例えば、約4年間にわたる供給開始時点検・調査不実施による6か月間の新規販売契約停止や定期点検・調査の4年1回頻度の未実施、従業員による消費設備調査実施の虚偽報告等があり、重大な法令違反事例が認められ、LPガス販売事業者及び保安機関への社会の信頼が損なわれる

事態となっている。また、平成20年の液化石油ガス事故は、死亡事故が4件発生しており、事故届出件数も232件と前年に比べわずか7件の減少にとどまっており、依然として高い水準である。平成19年の事故届出件数の急増は、事故届出の厳格化による捕捉率の向上もその要因の1つであり、本来の事故の実態をより正確に反映したものと分析できるが、平成20年も事故件数の大幅な減少がなかったことは否定できない。特に、換気不足による2件の一酸化炭素中毒死亡事故など業務用厨房等での事故、充てん容器の接続忘れやガス栓等交換時の漏えい事故などLPガス販売事業者及び保安機関の作業ミスによる事故など、LPガス販売事業者及び保安機関又は一般消費者等のいずれかに起因する事故は、総事故件数の約6割を占めており、依然として減少傾向にない。このような状況を改善させるためにも、LPガス販売事業者及び保安機関による全社的な法令遵守の徹底と自主的な保安確保に向けた努力が一層必要となっている。

加えて、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえ、経済産業省としてとりまとめた製品事故対策及び消費者安全対策の中で、一般消費者等と直接に接触する機会の多いLPガス販売事業者及び保安機関の役割の重要性が謳われているが、一般消費者等の点火ミス、器具栓の誤開放などによる事故などの増加にかんがみ、法定点検・調査に加え、消費設備の安全な使用方法等に係る周知活動等に従来にも増して積極的に取り組むことが求められる。このような対応により、液化石油ガスの消費に係る保安確保について一般消費者等の信頼確保を図ることが重要な課題となっている。

このため、平成21年度にあっては、

- ① 業務用厨房等一酸化炭素中毒事故の防止
- ② LPガス販売事業者及び保安機関の初歩的なケアレスミス事故の防止
- ③ 一般消費者等への普及啓発による一般消費者等に起因する事故の防止

を重点に対応すべきである。

原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、上述の状況に鑑み、改めてLPガス販売事業者及び保安機関に対して、

- ① 消費者保安の原点に戻り、事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること
- ② 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること

を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定するものである。

II. 平成20年における事故発生状況、法令違反への対応等

1. 事故発生状況

(1) 平成20年の事故件数（232件）

平成20年の液化石油ガス事故は232件発生しており、このうち雪害等の

自然災害を除いた件数は221件で、雪害等の自然災害を除いた件数では、平成19年に続き平成2年以來の200件を超える事態となり、高止まりの状態が継続している。

(2) B級以上の事故（4件、4名死亡）

B級以上の事故は4件で、前年より1件減少したが、すべてが死亡事故（一酸化炭素中毒2件、漏えい爆発1件、漏えい火災1件）で4名が亡くなっており、死亡者数は平成19年と同数となっている。B級事故のうち一酸化炭素中毒事故（2件）は、いずれも業務用厨房（飲食店）で深夜・早朝に一人で作業している際に、換気設備を稼働させていなかったために発生したものである。B級事故のうち漏えい爆発事故（1件）は、ガスストーブを壁のヒューズガス栓から強化ホースでコタツ付近まで持ってきて使用しており、そのストーブの使用開始時に何らかの原因で漏えいしていたガスに引火したものと推定されるが、漏えいの原因は不明である。B級事故のうち漏えい火災（1件）は、20年ほど前から倉庫内に保管されていた容器と調整器が接続されたこんろを屋内へ運び、ライターで点火したところ爆発し家屋が全焼した事故で、ゴム管、調整器の脱落又は劣化等により漏えいしたガスにライターの火が引火したものと推定されるが、調整器、低圧ホースが焼失しており断定はできていない。

(3) 一酸化炭素中毒事故（6件、2名死亡）

一酸化炭素中毒事故は6件（B級事故2件含む）発生しており、平成19年の11件からほぼ半減しているが、死亡者数は2名で平成19年と同数である。一酸化炭素中毒事故発生の原因では、換気設備を作動させていないなど換気不良によるもの（3件）、一般消費者宅を改装工事中に工務店が無断で事故当日に屋外排気筒を撤去し、その影響で屋内部分も外れてしまい、一般消費者等がこれに気づかず風呂釜を使用したことにより風呂場に排気が流入し、一酸化炭素中毒になったものと考えられるもの（1件）、風呂釜と浴槽の位置が何らかの原因で移動し、排気筒と壁の間のゴムパッキンに微少の隙間が生じ、その隙間から燃焼排気ガスが浴室内に逆流したものと推定されるもの（1件）、湯沸器の老朽化・排気筒の不備・負圧室内での排ガス逆流・室内での石油ストーブの使用等複合的な原因と推定されるもの（1件）であった。

また、本年1月には、鹿児島県の高등학교で調理実習中に生徒17名と教師1名が一酸化炭素中毒となる事故が発生し、一般ガスにおいても同月に岐阜県の一般家庭で一酸化炭素中毒で2名が死亡する事故が発生している。昨年の飲食店の2名の死亡事故とともに、一酸化炭素中毒事故への対応が必要である。

(4) 業務用厨房での事故（28件）

業務用厨房（飲食店）での事故は28件発生している。事故の原因としては、一般消費者等の点火ミス・器具栓の誤開放や換気設備を作動させなかった等による一般消費者等に起因するもの（20件）、清掃業者による器具栓誤開放や

水道工事業者による埋設ガス配管の破損等の他工事業者に起因するもの（3件）、長期閉栓中で腐食した容器からガスが漏えいしたLPガス販売事業者及び保安機関に起因するもの（1件）、質量販売に係る容器と調整器の接続不良によるLPガス販売事業者及び保安機関と一般消費者等双方に起因するもの（1件）、従業員が湯沸器を使用したところ器具から火が上がったが原因が不明なもの等（2件）となっている。

（5）質量販売に係る事故（16件）

質量販売に係る事故は16件発生しており、平成19年の14件から2件増加しており、平成18年の8件から倍増している。事故の原因としては、燃焼器等の取扱ミス等による一般消費者等に起因するもの（8件）、LPガス販売事業者及び保安機関による保安周知不足と一般消費者等による点火ミス等が重なったLPガス販売事業者及び保安機関と一般消費者等双方に起因するもの（6件）、容器と調整器の接続不良によるLPガス販売事業者及び保安機関に起因するもの（1件）、容器への過充てんによる充てん事業者に起因するもの（1件）である。

（6）バルク供給に係る事故（8件）

バルク供給に係る事故については、バルクローリに係るものを含め、漏えい事故が8件発生しており、平成19年の16件から半減している。事故内容は水道工事業者等が配管やホースを損傷させたもの（3件）、バルブの不完全閉止や接続部の緩み等によるもの（3件）、安全弁の交換作業中に発生したもの（1件）、例年は夏期に屋根を設置し温度上昇を防止していたが屋根を設置しなかったため温度上昇により容器内圧でガスが漏えいしたもの（1件）であった。

2. 事故の背景にある法違反

平成20年に発生した事故に関連した液石法に係る違反としては、供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知のいずれにおいても、その未実施や不備が見られた。

漏えい爆発事故で重傷者が発生した事故のうち1件は、一般消費者等が質量販売により購入した容器と調整器を接続する際の取り付けが不十分であったことが直接の事故原因だが、LPガス販売事業者が法令に違反して容器を引き渡す際に調整器の接続を行っていなかった。

また、充てん容器、高圧ホース、ガスメーター等の交換後のガス漏れ事故等、交換や修理作業時の初歩的なケアレスミスや、液石法で定める技術上の基準等に適合していない設備工事による事故も発生している。

3. 虚偽の報告等重大な法令違反への対応

保安院では、平成17年度に法令違反に加え虚偽報告が認められた事案に対する行政処分を行ったことから、再発防止を目的に関係業界団体を通じ、LPガス販売事業者及び保安機関に対し法令遵守の徹底等の指導文書を発出し、注意喚起を行ってきたところである。しかしながら、平成20年度においても法令違反及び不適切な事案が確認されたことから、保安院本院（以下「本院」という。）及び産業保安監督部で次のような対応を行った。

(1) 本院の対応

平成20年末までに本院が行った立入検査等において不適切な事案が確認された3社に対し、原子力安全・保安院長（以下「保安院長」という。）から厳重注意するとともに、再発防止策の策定及び報告を指示した。事案の概要は以下のとおりである。

- ① 液化石油ガス設備士の免状を有していない従業員が法令に違反し、約2年間にわたって計182件の液化石油ガス設備工事に従事していたことを確認したものである。資格の有無について確認を怠り法令違反を看過してきたことは重大な問題であるとし、保安院長から厳重に注意するとともに、再発防止策の策定及び報告を指示した。また、類似事案の発生防止のため、業界団体へ液化石油ガス設備作業に従事する従業員が免状を有しているかどうかの確認の実施を要請した。
- ② 保安業務を受託している他の44のLPガス販売事業者の要請を受け、約9年間にわたり23の販売店で業務主任者及びその代理者の資格を有する職員計67名の名義を貸していたこと及び名義貸しを要請したLPガス販売事業者が他社の職員を業務主任者等に選任することは法令違反にあたることを認識していたことを確認したものである。法令遵守に係る組織管理の観点及び液化石油ガスの販売における保安の確保の観点から問題であるとし、保安院長から法令遵守に係る組織管理を徹底するよう厳重に注意するとともに、再発防止策の策定及び報告を指示した。また、類似事案の発生防止のため、業界団体へ業務主任者等の適切な選任の確認等を要請した。
- ③ 他のLPガス販売事業者から受託した保安業務（定期供給設備点検及び定期消費設備調査）に関し、調査を行った従業員1名が法令に違反して定期消費設備調査を実施していないにもかかわらず実施したものとして処理していたことを確認したものである。当該事業者が当該法令違反を看過してきたことは、法令遵守に係る組織管理の観点及び液化石油ガス販売における保安の確保の観点から問題であるとし、当該事業者に対し、保安院長から厳重に注意するとともに、再発防止策の策定及び報告を指示した。

(2) 産業保安監督部の対応

産業保安監督部においても、立入検査等において法令違反又は不適切な事案が確認された9社に対し行政処分等を実施した。事案の概要は以下のとおりである。

① 関東東北産業保安監督部

液石法に定める保安業務を実施していない、あるいは実施したように記録をねつ造するなどの違反行為を多数確認した。これを受け、液石法第82条の規定に基づく報告徴収を2度に渡って実施した結果、直近4年間における新規契約者の25.9%にあたる4,346件で供給開始時点検・調査を実施していないなどの法令違反を確認した。このため、液石法第26条の規定に基づき、6か月の間、新たに液化石油ガスの販売契約を締結する事業を停止することを命じるなどの処分を行った。また、業務主任者及びその代理者の資格を有する職員の名義を貸していたことが確認された2社及び認定を受けた一般消費者数の範囲を超えて保安業務を行っていることが確認された1社に対し、監督部長から嚴重注意を行った。

② 中部近畿産業保安監督部

5年の期間内に認定更新の申請を行わなかった保安機関1社に対し、監督部長から嚴重注意を行った。

③ 中国四国産業保安監督部

法令に基づき提出された保安業務実施状況において、認定を受けた消費者数の範囲を超えて保安業務を行っていることが確認された1社に対し、監督部長から嚴重注意を行った。

④ 九州産業保安監督部

定期供給設備点検、定期消費設備調査の実施頻度が法令に規定する頻度を大幅に下回っていることが確認された2社に対し、違反事項に対する改善を行い、その結果を報告するよう指示した。また、質量販売に係る事故に関して、法令の規定に違反して質量販売を行っていた1社に対し、監督部長から嚴重注意を行った。

Ⅲ. LPガス販売事業者及び保安機関が講ずべき具体的な保安対策

最近の事故動向、平成20年度に実施したLPガス販売事業者及び保安機関に対する立入検査結果等を踏まえ、保安院としては、平成21年度において、法令遵守及び保安業務の適切な実施をはじめとした下記に掲げる4項目をLPガス販売事業者及び保安機関に要請する。

また、事後規制を着実かつ効果的に実施する観点から、保安院は引き続きLPガス販売事業者等に対して適宜立入検査を実施するとともに、経営者から保安に対するコミットメント、保安業務の具体的な実施状況、保安教育の実施状況等について聴取することとする。

なお、平成21年度の立入検査においては、法定保安業務（供給設備点検及び消

費設備調査等)の実施状況、液石法第14条に基づく書面の交付状況、液化石油ガス業務主任者の選任状況、液化石油ガス機器の経年管理状況、定期消費設備調査実施時の帳簿への記載状況、質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況を重点的に確認する。

記

1. 法令遵守の徹底

(1) 経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

法令遵守を推進するため、経営者が自ら社内外に保安に対する姿勢を明確に表明(コミット)し、保安確保の指導力を発揮すること。

法令遵守はLPガス販売事業者及び保安機関として必須の責務であり、法令違反の発生は事業実施の資格を疑わせ、かつ、事故に直接繋がるものであることから、いずれの企業にとっても、安全の確立はなによりも優先されるべきものである。特に、液化石油ガスは、全国約2600万世帯に供給されている日常生活に密着したエネルギーであり、かつ、事故が起これば一般消費者等が事故に巻き込まれる確率の高い製品を供給している事業であることを踏まえ、経営者は自己の置かれている社会的責任の重さを認識し、まず自らが法令遵守や保安確保に対する強い意識を従業員に率先して持つこと。そして、法令遵守や保安確保の意識が従業員個々のレベルにまで浸透するよう、自らが具体的な行動を示すこと。そのための対策として、経営の基本方針として法令の遵守、保安の確保を掲げ、リスク管理体制の整備、事故情報の収集・連絡体制の整備、供給設備・消費設備の工事や高齢化・雇用形態等の社会経済変化等を踏まえた保安業務に関する教育・研修体制の整備等を盛り込んだ自主行動計画の策定や、質量ともに適格かつ適切な人員の配置による保安組織体制の整備、保安教育の充実、保安関連予算の確保、チェック体制(内部監査)の整備等について経営者として積極的に推進すること。

また、経営者は別添の「原子力安全・保安院長表彰制度評価表」を活用する等により、自社における保安の取組状況についての自己認識・自己評価を行い、その上で保安管理体制を見直し、評価が低いと判断した分野については積極的に改善に努めるとともに改善実施状況の確認を行うこと。

(2) 事業所単位での保安確保

販売事業所や営業所単位で、法令遵守と適正な保安業務を推進していくためには、事業所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、実務面の責任者である業務主任者とともにその企業及び経営者の保安確保の取組を確実に実践していくことが求められる。

しかしながら、最近の立入検査においても、液石法第14条に基づく書面の交付、保安業務の実施確認、帳簿記載や報告内容についての確認不足等、業務

主任者や事業所・営業所の責任者が十分にその監督責任を果たしていない事例がみられる。

業務主任者は、液石法においてLPガス販売事業者を選任が義務付けられており、その職務は液石法施行規則第24条に規定されているとおり、自ら販売する場合の法令遵守はもちろんのこと、保安業務を委託した場合においてもその実施結果について確認し、改善が必要な場合には、LPガス販売事業者の責任として対応が図られるよう措置することが必要である。このため、LPガス販売事業者や各営業所の責任者は、業務主任者からの報告を受け、必要な措置が講じられるよう、液石法に定める業務主任者の職務・役割を明確にし、社内の保安に係る規定類に明示するなど、体制の整備を図ることが重要である。

また、各事業所での業務状況について、法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本部が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の整備を図ることが必要である。

(3) LPガス販売事業者及び保安機関の義務の再認識

保安業務を保安機関に委託している場合、委託元と委託先のそれぞれの業務と役割について再認識をすることが必要である。LPガス販売事業者は、保安業務を委託している場合であっても、自らが液化石油ガスの供給契約を締結している一般消費者等に対して、液石法に定める保安業務が確実に提供されるよう保安業務の実施者の確認を行うこと。また、保安機関による点検・調査の結果、LPガス販売事業者に対して改善が必要である旨の連絡があった場合は、速やかに対応し、その責務を果たすこと。

一般消費者等宅のガス瞬間湯沸器等による一酸化炭素中毒事故等については、事故の再発防止のため、保安院のホームページでの事故事例の公表等を行っているところであり、事故の原因分析等のためにも、確実に事故届を提出すること。

(4) 保安教育の確実な実施

LPガス販売事業者においては、液石法上の義務等を従業員全員が認識した上で保安業務を実施していくことが必要である。保安教育においては、これら法令遵守の重要性を徹底するとともに、それに違反した場合の法令上の措置と社会的責任についても再認識することが重要である。LPガス販売事業者においては、その幹部の中から保安責任者を定め、これら保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。特に、いわゆる団塊の世代の大量退職による技術力低下にも留意することが必要である。

その際、外部で実施される講習会等の活用も含めた年間保安教育計画を策定し、これを確実に実施すること。同時に、液化石油ガス設備士等の資格所持者に対して法定再講習の確実な受講に留意すること。

また、最近の事故事例では、容器交換時や設備工事・修理等の際の作業ミスによる漏えい事故等が多数発生していることから、作業手順の再確認と技術力

の向上を図るよう指導すること。

なお、販売グループの中核となっているLPガス販売事業者は、保安業務の高度化を推進するため、グループ内事業者への情報提供や保安教育の実施について主導的な役割を果たすことが望まれる。

(5) 営業譲渡時等の保安業務の確実な実施

事業者間で営業譲渡等が行われる際には、多くの一般消費者等に対して一時期に集中して14条書面交付や供給開始時点検・調査等の保安業務を実施する必要が生じる場合があるが、譲渡前の保安状況も事前に確認し、自社の保安業務の遂行に関して人員の確保、実施日数等について適切に判断した上で行うこと。営業譲渡等を受けたLPガス販売事業者及び保安機関は、保安業務の実施状況及び緊急時対応が基準内に確実に実施できるか確認すること。

なお、点検等の結果、技術基準等に不適合な供給設備等があれば速やかに改善すること。

2. 組織内のリスク管理の徹底

事故や法令違反等の発生の状況を見ると、保安確保に対する軽視や油断・ゆるみと考えられるものが散見され、また事業所内での保安の責任者によるダブルチェックが行われていないなど、組織的な管理・監督が不十分であることがあげられる。LPガス販売事業者及び保安機関においては自社が管理している保安業務等に内在する事故や法令違反が発生するリスク等の要因の洗い出しを徹底して行うことにより、現場実態で異なるそれぞれのリスクを把握・認識し、適切な対策を継続して行うリスクマネジメントの考え方を取り入れるよう努め、内部監査による自社の保安業務の確実な実施を確認できるようダブルチェック体制を構築すること。

3. 事故防止対策

(1) 一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策

① 不完全燃焼防止装置未着機器等の取替促進

平成20年に一般家庭で発生した一酸化炭素中毒事故は3件であり、うち1件は経年劣化も要因の一つとして挙げられる。一酸化炭素中毒事故防止対策として有効である不完全燃焼防止装置付き機器や、屋外設置型機器への取替を促進するため、LPガス販売事業者及び保安機関が取り組んでいる「全国一斉保安高度化運動」を着実に進めること。

② リコール対象品等への対応

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。)に基づく回収命令の対象となっているパロマ工業株式会社製半密閉式ガス

瞬間湯沸器については、昨年6月に点検・回収漏れがあったことを契機として、LPガス販売事業者及び保安機関に対してもデータベース等の再チェックでの所在情報の提供を依頼し、また、同年8月には、定期消費設備調査の際のチェック、供給開始時点検の対象機種種の調査等を依頼したところである。LPガス販売事業者及び保安機関、都市ガス事業者等の協力により本年3月までに新たに299台の対象機器が回収されているが、改造品で使用中案件が1件あったこと、空家・空室等から発見されていること、LPガス販売事業者及び保安機関で一般消費者等の機器設置状況が把握できておらず一般消費者等からの電話通報による発見もあることなどから、引き続き、点検・調査時に遺漏なきよう回収対象機器の確認を実施すること。

また、平成20年の事故には、無償点検（リコール）対象品で製造事業者による点検前に発生したものが10件報告されている。消安法に基づく回収対象となっているものは言うまでもなく、リコール対象品についても消費設備調査等で把握している対象機器の所在情報を製造事業者に情報提供することは個人情報保護法に抵触するものではないので、一般消費者等の安全確保の観点からも積極的な情報提供・協力を行うこと。

③ 長期使用製品安全点検制度への協力

本年4月から消安法に基づき、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い機器について製造又は輸入事業者が点検を行う制度が開始される。LPガス関係の対象機器は屋内設置の風呂釜及び屋内式の瞬間湯沸器であり特定保守製品の表示がされている、機器の実際の点検時期は数年後になるものの、所有者に対する点検通知の基礎となる所有者情報の製造又は輸入事業者への登録が重要である。LPガス販売事業者及び保安機関は、消安法上、関連事業者として保安点検・調査あるいは周知等の際に、一般消費者等に対し、製造又は輸入事業者に対する所有者情報の登録や変更が必要であることなどを周知する、あるいはチラシ等を配布するなどの協力責務を負っているものであり、一般消費者等の保安を確保するためにも、確実に責務を果たすこと。

④ 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

安全機器の設置や適格な消費設備調査の実施がなされている場合であっても、一般消費者等の機器の誤使用・取扱の不備等による事故は未だ多く発生している。一般家庭での消費者起因による事故の多くは、点火ミスや一般消費者等が自ら機器の接続を行ったものである。また、死亡事故となった事例では、高齢者が20年以上前に購入した質量販売での容器等を用いたものであった。これらは、一般消費者等による自己保安に係る部分であるが、一般消費者等の保安意識を高めるためには、事故事例を身近な事例として認識してもらう必要がある。LPガス販売事業者及び保安機関による周知行為は、一般的な広報と比較し、一般消費者等と直接面談の機会を利用できる極めて有効な手段である。LPガス販売事業者の中には、「お客様の安全を守る」という意識のもと、年に2回実施している者、あるいは、直接面談の目標設

定をするなど積極的に取り組んでいる者、周知文書に直近の事故事例を盛り込むなどの工夫を重ねている者もあり、このような積極的な対応に努めること。

一方で、法定点検である消費設備調査を拒否する一般消費者等も存在する。本院としても、消費設備調査、周知等は法定事項である旨、チラシ・パンフレット等に記載し、LPガス販売事業者及び保安機関に積極的な活用を促しているところであるので、事故事例も紹介しつつ、一般消費者等の理解を得られるように周知に取り組むこと。また、調査の結果、機器の設置状況等の改善が必要な場合には、改善未実施に伴う事故の危険性を十分説明し、理解を得るよう努力し、早急に改善を図るとともに、一般消費者等の理解が得られない場合には、基準適合命令も視野に入れて都道府県等の行政機関と相談し、改善が図られるようにすること。

以上のように、着実かつきめ細かな対応が事故の事前防止につながることを十分に認識し実施すること。

(2) 業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故防止対策

平成20年には、業務用厨房等における2件の死亡事故が発生した。軽症の1件の事故を含めいずれの事故においても換気が不十分であったことが原因と考えられている。業務用厨房等の事故防止対策として、従前から、保安院は、保安院とLPガス安全委員会及び高圧ガス保安協会が協力して作成した「業務用LPガス保安ガイド 安全・安心にお使いいただくために 活用版」、「LPガス販売事業者用 業務用厨房での事故を防止するために」等のパンフレットも有効に活用し、安全チェックのポイントについて説明を行うことなどを推進してきている。また、LPガス販売事業者及び保安機関の中には、平成20年の2件の死亡事故を受けて、業務用厨房等の使用者や所有者に対し、一斉に周知を行うなどの対応を取っているLPガス販売事業者や、無償で一酸化炭素警報器・センサーを提供する者もいる。引き続き、業務用厨房等の使用者や所有者への注意喚起と警報器・センサーや安全装置付き燃焼器具等の使用の促進を実施すること。

なお、本院においても、死亡事故は発生していないものの、都市ガスでの業務用厨房等における事故増加も踏まえ、飲食店関係の業界や、教育施設等への周知を関係省庁の協力を得て実施し、また、本年1月に鹿児島県の高校の調理実習の際に起きた18名の一酸化炭素中毒事故を受け、類似事故発生防止のための周知を行っている。さらに、死亡事故発生も踏まえ、事故防止のためにどのような措置が有効か、法的規制も含め引き続き検討している。

(3) 質量販売に係る事故防止対策

LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売については、現在液石法施行規則第17条に基づく危険のおそれのない

場合の特則としての基準を作成中であり、今後運用を図っていくことを予定しており、山小屋等での保安確保を図っていく。また、その他の質量販売事例における基準等についても検討していく。

(4) 埋設管・機器等の事故防止対策

白管等腐食しやすい供給管を埋設管として使用している場合には、法令で規定されている通り1年に1回以上漏えい試験を確実に行うこと。また、埋設管を腐食しにくいPE管等への取り替えを促進すること。

なお、埋設されている供給管等の工事を行う際は、酸欠等の事故の防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認すること等により適切に監督すること。

さらに、他工事業者による埋設管破損を防止するため、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。

マイコンメーター、調整器、高圧ホース、警報器等は設置環境や使用状況により電池寿命や機器の劣化の進行が異なるものの、長期使用にかかる漏えい事故が発生していることから期限管理を確実に行うこと。また、充電容器、高圧ホース等の接続不良や、消費機器交換・修理に伴うガス漏えい事故が多いことから、充電容器等の接続、消費機器交換時等の作業の確認と、交換等作業終了後の検査を確実に行うこと。

(5) バルク供給にかかる事故防止対策

バルク供給は着実に普及が進んでいる一方で、前年に引き続き、安全弁等の点検・交換作業時の漏えい事故が発生している。このため、安全弁の交換作業を行う際には、保安院が高圧ガス保安協会に委託して作成したバルク貯槽安全弁交換作業マニュアルDVD「バルク貯槽安全弁を正しく安全に交換するために」を活用するなど、作業手順の確認を十分に行い事故再発防止の徹底を図ること。バルク供給での漏えい事故は、流出量が多くなり、重大事故につながるおそれが高いことから、これまで発生した事故事例やヒヤリハット事例を共有し、事故防止に努めること。

(6) 落雪事故防止対策

積雪寒冷地での落雪に伴う調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等を防止するため、引き続き適切な落雪対策を講じるとともに、高圧ガス保安協会の協力で作成した「雪害事故防止に向けて」等のチラシを活用し、一般消費者等への注意喚起を図ること。

4. 自然災害対策

平成20年においても、岩手・宮城内陸地震等をはじめ自然災害が発生したが、

幸いL Pガスについては二次災害の発生は見られなかった。これまでの災害時の貴重な教訓を生かし各地域において防災対策が整備されつつあるが、今後も容器転倒防止の鎖がけのチェックやガス放出防止器の設置を励行すること。

同時に、大規模災害が発生した場合、復旧支援にあたってL Pガスの果たす役割は重要であり、復旧支援を迅速に行うためには、地域レベルでの連携体制の強化を図っておくことが不可欠である。このため、都道府県協会と地方自治体との間の地域防災協定の締結等により、あらかじめ防災対応の体制を構築しておくこと。

また、震度5弱以上の地震や豪雨等の災害が発生した場合には、復旧対策を図る上でも、迅速な被害状況の把握が必要である。L Pガスに関しては、被災直後の情報収集・集約の迅速化が課題となっており、L Pガス販売事業者及び保安機関は被災状況等の報告を都道府県に速やかに行うこと。

－ 以 上 －

別添

原子力安全・保安院長表彰制度評価表

57ページの評価項目を参照してください(同じ内容です)

4. 最近の法令改正等について

ガスコンロ全口に過熱防止装置等 (H20.10.1施行)

主な改正点

- ・全ての家庭用コンロバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の搭載が義務付け
 - *卓上型一口コンロは立ち消え安全装置のみ義務付け
- ・PSマークの表示が義務付け



*販売猶予期間：1年

業界の自主的取組

平成20年4月以降製造の家庭用ガスコンロの全口に安全装置（調理油過熱防止装置・立ち消え安全装置・消し忘れ消火機能）を搭載したSiセンサーコンロの普及を促進する。



液石法及び関係政省令に係る通達の一部改正 (周知の内容・報告)(H21.3.19施行)

主な改正点

1. 液石法規則第27条(周知の内容)関係

一般消費者等を行う周知事項において、以下の内容が改正された。

【現行】 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は直ちにバルブを閉じること。

【改正】 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、揺れが収まった後にバルブを閉じること。

2. 液石法規則第132条(報告)関係

様式1「液化石油ガス販売事業報告」及び様式2「保安業務実施状況報告」において、押印が削除された。

【現行】 氏名又は名称及び法人にあたってはその代表者の氏名

【改正】 氏名又は名称及び法人にあたってはその代表者の氏名

長期使用のガス機器の点検制度 (H21.4.1施行)

主な改正点(L P ガス販売事業者関係)

| | 自ら特定保守製品を販売するLPガス販売事業者 | その他のLPガス販売事業者 |
|---------|--|---|
| 責務(義務)等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保守製品の引渡し時に、所有者に次の事項を説明する(法第32条の5第1項) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 液石法の定期消費設備調査(4年に1回)や周知の際などに、特定保守製品の所有者に次の事項を知らせよう努める(法第32条の7) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ この製品は経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守が必要である旨 ・ 当該所有者は、法律上この製品に表示された期間内に点検を行うことが求められている旨 ・ 当該所有者は、所有者情報(変更の場合を含む)をメーカーに提供することが求められている旨 ・ メーカーに所有者票を送付した場合には、点検時期の前にメーカーから点検通知が来る旨 | |
| 罰則等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品に所有者票が添付されている場合は所有者票の趣旨などについて説明する(法第32条の5第2項) ・ 所有者に代わって所有者票を送付する等、所有者がメーカーに所有者情報を提供することに協力する(法第32条の8第3項) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の勧告・公表の規定あり(法第32条の6) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の勧告・公表の規定なし |
| 備考 | 罰則なし | |
| 備考 | この法律における上記のようなLPガス販売事業者の点検義務はない(点検はメーカーが行う) | |

- ・ 「特定保守製品」とは、所有者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものをいう(ガス瞬間湯沸器、ガス風呂釜、石油温風暖房機、食器洗乾燥機、浴室乾燥暖房機等9品目)。
- ・ 「所有者票」とは、所有者情報をメーカーに提供するための書面で、特定保守製品に添付される。
- ・ 既販品についての規制は、メーカーが基準に則った点検体制を整備するという事だけ。

点検制度事業者向けパンフレット

(LPガス販売事業者に関連する部分のみ抜粋)

(平成21年7月第1版)

長期使用製品安全点検・表示制度の創設

～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～

長期使用製品安全点検・表示制度の概要

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全点検制度 (消費生活用製品安全法(消安法)の改正)

1

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い以下の9品目について、点検制度が設けられました。

9品目の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)、関連事業者、消費者等(所有者)それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止するための制度です。

<点検制度の対象製品>

| | | |
|-------------------------|-----------------------------|------------------|
| 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用) | 屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用、LPガス用) | |
| 石油給湯機 | 石油ふろがま | 密閉燃焼(FF)式石油温風暖房機 |
| ビルトイン式電気食器洗機 | 浴室用電気乾燥機 | 計9品目 |

平成21年4月1日から施行

長期使用製品安全表示制度 (電気用品安全法の技術基準省令の改正)

10

経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。

点検を実施するほどではないものの、長期に亘り使用されるため、消費者等に長期使用時の注意喚起を促す表示を義務付ける制度です。

<表示制度の対象製品>

| | | | | | |
|-----|------|-----|---------------|----------|------|
| 扇風機 | エアコン | 換気扇 | 洗濯機(洗濯乾燥機を除く) | ブラウン管テレビ | 計5品目 |
|-----|------|-----|---------------|----------|------|

1

長期使用製品安全点検制度における対象者とその義務と責務

特定製造事業者等※

2

【対象者】

- ・特定保守製品の製造事業者
※OEM製造の場合は、基本的にブランド事業者が該当します。 →OEMのラインが不明
- ・特定保守製品の輸入事業者

【義務】

- (1)経済産業局長への事業の届出義務
- (2)設計標準使用期間及び点検期間の設定義務
- (3)製品への表示義務
- (4)製品への書面及び所有者票の添付義務
- (5)製品の所有者情報の管理義務
- (6)点検通知義務及び点検実施義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

- (7)点検等の保守サポート体制の整備義務

施行日以前の既製品も対象

特定保守製品取引事業者※

6

【対象者】

- ・特定保守製品の販売事業者
- ・不動産販売事業者
- ・建物建築請負事業者

等

【義務・責務】

- (1)所有者への引渡時の説明義務
- (2)所有者に対する、特定製造事業者等への所有者情報の提供の協力義務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

※ 特定保守製品に限らず、消費生活用製品の経年劣化による危害の発生を防止に資する情報を収集し、一般消費者に提供することが製造、輸入又は小売販売の事業者に求められます。

10



関連事業者

9

【対象者】

- ・特定保守製品の取引を仲介する事業者(不動産取引仲介事業者等)
- ・修理・設置事業者
- ・ガス・電気・石油供給事業者

等

【責務】

- (1)所有者への情報提供の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

所有者

7

【対象者】

- ・特定保守製品を所有する消費者等
- ・特定保守製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)

【責務】

- (1)特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務
- (2)特定保守製品の点検等の保守の責務

法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品

特定保守製品取引事業者

特定保守製品取引事業者の義務と責務

販売事業者、不動産販売事業者及び建物建築請負事業者等（特定保守製品取引事業者）※は、製品の所有者となる取得者の安全に配慮し、点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性を説明し、製品の所有者の制度理解を深めるための役割を担います。

※ 特定保守製品又は同製品が付属する建物の所有権を移転させる効果を伴う取引を行う事業者。

【(1)所有者への引渡時の説明義務】

違反→勧告・公表(命令・罰則なし)

- ・点検等の保守や所有者情報の提供（登録・変更）等の必要性を製品の取得者に説明しなければなりません。（下図右下段参照）
- ・製品に同梱されている所有者票を取得者に示して、そこに記載されている法定説明事項を説明して下さい。（下図上段参照）
- ・説明の相手は一般消費者に限りません（所有者として家屋賃貸人等の事業者があり得ることを考慮。）
- ・説明すべき時期は、まさに引渡を行うその時でなければならないわけではなく、引渡と時間的に先後することは許されます（ただし、時間的に密接であることは必要。）。

【(2)所有者情報の提供の協力責務】

行政処分を伴わない

- ・製品の取得者から所有者登録のため、所有者情報の提供を受けた場合には、特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければなりません。
- ・協力は、所有者票に記載の所有者登録の方法（所有者票の送付やウェブ登録等（7）図参照）の代行等によって行って下さい。

<所有者票の例>

■お客様へ（法定説明事項）

お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法（消安法）で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。

- ・この製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う（有償の法定点検）などの保守を行うことが求められています。
- ・この製品の所有者は、この所有者票を送付することなどにより、この製品の製造・輸入事業者にも所有者登録することが求められています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることになっています。
- ・この製品の所有者は、所有者登録の情報に変更があった場合は、変更の登録が求められます。裏面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いします。
- ・所有者登録のため、この製品の所有者から、この所有者票をお渡し頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を返送代行する方法によって、この製品の製造・輸入事業者にも所有者情報を速やかに提供することについて協力することになっています。

■販売事業者（特定保守製品取引事業者）様へ

- ・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。
- ・販売事業者は、所有者登録のためお客様（所有者）から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法などによってこの製品の製造・輸入事業者に速やかに提供して下さい。

図 特定保守製品取引事業者が実施すべき事項及び製品取得者に対する説明事項(例)

所有者

所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務①

特定保守製品の所有者は、製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)に対して、所有者情報を提供(登録・変更)する責務を負います。また、製品の所有者は、製品事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検等の保守に努めるものとし、特に、製品の賃貸業者(家屋賃貸人等)は賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。

【(1) 特定製造事業者等への所有者情報の提供の責務】

行政処分を伴わない

- 製品の所有者は、所有者登録のため、製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入し、返信用葉書部分を切り取り、投函するか、購入元の販売事業者等に渡して代行してもらうか(②参照)、製品や所有者票に表示されている問合せ連絡先に電話すること等(下図中「所有者登録の方法」参照)によって特定製造事業者等に対して、所有者情報を提供する責務を負います。その際に、所有者票のお客様控えについては大切に保管して下さい。
- 具体的な所有者情報の内容は、下図の記載項目を参考にして下さい。
- 引っ越して製品の所在場所が変わった場合や、中古不動産の売却で製品の所有者が変わった場合など、所有者情報に変更が生じた時も、特定製造事業者等に対し変更の登録を行って下さい。

この所有者票はお客様の控えとなります。大切に保管するとともに大切に活用して下さい。

お客様控え(所有者票)

■所有者登録の方法
所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

・**所有者票(返信用がき)でのご登録**
所有者票(特定事項記載記入の5枚、8センチ目で切り取って)を返信用の返書に貼付して下さい。
インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返書は不要です。

・**インターネットでの登録(各社任意事項)**
http://www.abc.co.jp/owner/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・**携帯電話での登録(各社任意事項)**
おのQRコードをスマートフォンで読み取り、http://www.abc.co.jp/owner/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・**電話での登録(各社任意事項)**
株式会社ABCお客様相談センター 0120-00-0000へご連絡下さい。受付時間は午前9時～17時です。

■所有者登録後の情報活用
登録した情報は治安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全管理のもとに管理し、法定記録、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定記録についての問い合わせは、下記連絡先又は製品の点検記録本までご連絡下さい。ホームページでは法定記録に関するご案内を行っております。
株式会社ABCお客様相談センター 0120-00-0000
株式会社ABCホームページ http://www.abc.co.jp/

1. 製品名 00-00000X
2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
00000000000000000000
3. 製造年月 2000年00月
4. 製造番号 0000-00000X
5. 点検標準期間 ムム年
6. 点検期間 2000年00月～2000年00月
7. 問合せ連絡先 株式会社ABC お客様相談センター 0120-00-0000

所有者票(返信用)

お客様記入欄
※所有者登録は必ずおこなってください。
※所有者登録は必ず法定記録簿に記載し、製品の事故防止に努めてください。
※所有者記入欄に記入する情報は「お客様控え」に記載してご登録下さい。

① 特定保守製品の所有者情報

| | | | |
|----------|-------------|------|------------|
| 製品名 | | | |
| 製造年月 | 年 月 | 日 | 製造番号 |
| 製造番号 | Y000-123456 | 0000 | 0000000000 |
| 製造標準期間 | 年 | 月 | 日 |
| 製造期間 | 年 月 | 日 | 年 月 日 |
| 所有者の所在場所 | 〒0000-0000 | 市 区 | 町 丁目 |
| 電話番号 | Y00-123456 | 0000 | 00000000 |

※お問い合わせの際は、必ず「お客様控え」の「お客様控え」欄に記入して下さい。
○は法定記録簿に記載する項目です。この欄は必ず記載してください。
○は任意で記載する項目です。記載しない場合は空白で構いません。

② 所有者変更の情報

| | | | |
|------|------------|------|----------|
| 法人名称 | | | |
| 所在地 | 〒0000-0000 | 市 区 | 町 丁目 |
| 電話番号 | Y00-123456 | 0000 | 00000000 |

※お問い合わせの際は、必ず「お客様控え」の「お客様控え」欄に記入して下さい。
○は法定記録簿に記載する項目です。記載しない場合は空白で構いません。

＜所有者票の例＞

図 所有者票における所有者情報記載項目(例)

※製品の所有者情報の取扱いについて 個人情報取扱いガイドライン参照 ①①

- 特定製造事業者等や特定保守製品取引事業者は、消安法や個人情報の保護に関する法律に従い、所有者情報を安全に管理しなければなりません。
- 所有者情報は点検通知や、製品のリコール情報等の保守等に関するお知らせ以外には用いられません。

所有者

所有者(消費者、家屋賃貸人等)の責務②

【(2) 特定保守製品の点検等の保守の責務】

行政処分を伴わない

- ・製品の所有者は製品に表示されている点検期間に点検を受けて下さい。所有者情報の提供(登録・変更)が行われている場合は、特定製造事業者等から点検通知があります。
- ・特に、特定保守製品を賃貸の用に供する事業者(家屋賃貸人等)は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められます。
- ・点検を受けた場合、特定製造事業者等から下図のような書面で点検結果が伝えられます。
- ・点検の結果、不適となった場合、整備(修理を含む。)をして使用を継続するかどうかは所有者の判断となりますが、詳細は特定製造事業者等に相談して下さい。
- ・法定点検期間終了後も継続して製品をご使用される場合は、こまめに点検を受けて下さい。

図 点検の結果の交付書面の例

◎点検

➢ 点検基準の適合性を確認するものであり、**整備(修理を含む。)**までは含まれません。また、点検には**点検料金***がかかります。

※ 点検料金は、特定製造事業者等が点検を能率的に行った場合における適正な意値を著しく超えないように定めることとされております。

◎設計標準使用期間

➢ 標準的な使用条件(**2** 表参照)の下で使用した場合に、経年劣化により安全上支障なく使用することができるとして科学的に確認又は判断された期間として設定されたものです。標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算定根拠は、製品に同梱されている取扱説明書等に記載されています。

➢ **製品の保証期間とは異なるものです。**
➢ 標準的な使用条件を超える使用頻度や使用環境と異なる場合など、経年劣化を特に進める事情が存する場合、この期間よりも**早期に安全上支障を生ずるおそれが多くなります。**

◎法定点検期間

特定製造事業者等が、所有者からの要請を受けて点検を実施する期間です。設計標準使用期間の終わりに1～3年の範囲で設定されます(**2** 図参照)。

法施行日(平成21年4月1日)前に製造・輸入された特定保守製品(既製品)の点検等の保守について

- 特定製造事業者等は、既製品を含め、特定保守製品の点検等の保守の体制を整備することとしております。
- 製品を長期に亘り使用している場合は、ご注意ください使用いただくとともに、安全上、点検することが望まれますので、特定製造事業者等にご連絡下さい。また、製品に異常があれば早急に使用を中止して下さい。
- 特定製造事業者等は、点検することが望ましい時期が到来した製品について、ホームページ等により情報提供することとしておりますので、ご参照下さい。

関連事業者

関連事業者の責務

特定保守製品の取引の仲介(不動産取引仲介事業者等)、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者(関連事業者)は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者情報の提供(登録・変更)等の必要性についての情報提供を行い、所有者の取組をサポートするための役割を担います。

【所有者情報の提供の責務】

行政処分を伴わない

長期使用製品安全点検制度の実効性を確保するためには、点検通知を送付すべき特定保守製品の所有者情報が常に最新の状態に管理されていることが望まれます。特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に接する機会があることから、その機会を活用して、特定保守製品の所有者に対して、特定保守製品の保守に関する情報が円滑に提供されるよう努めなければならないとされています。

<対象者とその責務の内容>

特定保守製品の設置事業者

特定保守製品を設置する際に、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であるとともに、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)をしているか、登録や変更がなされていないようであれば、その必要性を伝える(特に、引越に伴う移設やリフォーム工事の際)。

特定保守製品の修理事業者

特定保守製品を修理する際に、所有者に対して、点検期間中に点検を行うことが必要であるとともに、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)や変更をしているか、登録や変更がなされていないようであれば、その必要性を伝える。

不動産取引仲介事業者

売主から買主に対して渡される建物の設備表に、特定保守製品の有無に関する記載を設けて、設備表の脚注などに、特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報の提供(登録・変更)が必要であること、点検期間中に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを明記する等の方法により、売主から買主に特定保守製品の保守に関する情報が円滑に伝わるよう努める。

都市ガス、LPガス、石油及び電気の供給事業者

(保安点検・調査を保安機関に委託する場合の保安機関を含む。)

エネルギー供給に係る保安点検・調査の結果や料金通知等を需要家に対して通知するにあたり、書面をもって通知する場合や、あわせてチラシ等を配布する場合は、当該通知書の裏面等や当該チラシ等に、特定保守製品が設置されている場合には特定製造事業者等へ所有者情報の提供(登録・変更)が必要であること、点検期間中に点検を行うことが必要であること、特定製造事業者等への連絡先は製品に表示されていることを記載する。また、需要家と対面する機会に、需要家に対して、特定保守製品が設置されていることがわかる場合には当該記載内容の周知を行う。

経年劣化に関する情報の収集及び提供

経年劣化に関する情報の収集及び提供

行政処分を伴わない

◆事業者の責務

- ・ **特定保守製品等の製造・輸入事業者**は、国が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品・部材の選択の工夫、製品表示又はその改善等により、製品の経年劣化による危害発生防止に努めなければならない。
- ・ **特定保守製品等の製造・輸入・小売販売事業者**は、経年劣化による危害発生防止に資する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

長期使用製品安全表示制度における対象者とその義務と責務

長期使用製品安全表示制度（電気用品安全法の技術基準省令の改正）

【対象者】

電気用品のうち扇風機、電気冷房機(エアコン)、換気扇、電気洗濯機(洗濯乾燥機を除く。)、テレビジョン受信機(ブラウン管テレビに限る。)の5品目について製造又は輸入を行っている事業者

【義務】

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に追加された技術基準の項目(下図の表示)の遵守。

→ 電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令によって対応

違反→命令→販売禁止→罰則・併科あり

<表示イメージ図>



【製造年】 20XX年

【設計上の標準使用期間】 △△年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

設計上の標準使用期間

標準的な使用条件[※](右表参照)の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、設計上設定されたものです。標準的な使用条件等の設計標準使用期間の算出根拠を、製品に同梱する取扱説明書等に記載することが望まれます。

扇風機の標準使用条件の例

| | | | |
|------|---------------------|----------------|--------|
| 使用条件 | 電圧 | 定格100V又は定格200V | |
| | 湿度 | 70%以下(又は40%以下) | |
| | 温度 | 30℃ | |
| | 湿度 | 65% | |
| 使用条件 | 設置 | 標準設置 | |
| | 立地 | 立地自由(風速) | |
| 設定期間 | 扇風機(標準仕様、文中取付品を含む。) | 運転時間 | 5k/日 |
| | | 運転回数 | 5回/日 |
| | | 運転回数 | 118回/年 |
| | | スイッチ操作回数 | 500回/年 |
| | 寿命試験の割合 | 100% | |

※設計上の標準使用期間の設定に当たっては、できる限り統一した考え方で設定されることが望まれることから、それぞれの標準的な使用条件について、JISが制定されました。

～ 以下の資料を、下記のURLから入手できます。 ～

URL http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html **製品安全が伴** **長期使用製品安全点検・表示制度が始まります**
(平成21年4月1日から) **詳しくはこちらをクリック!**

本制度に関する規程類

★本制度に関する条文等の規程類

改正消費生活用製品安全法
改正消費生活用製品安全法施行令
経済産業省関係特定保守製品に関する省令 等

本制度に関する資料

★本制度に関するパンフレット

長期使用製品安全点検・表示制度の創設
～製品の長期使用に伴う経年劣化事故の防止～

★本制度に関するガイドライン

【消安法ガイドライン】

→(i) 消費生活用製品安全法等に基づく長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度の解説～ガイドライン～

【個人情報取扱いガイドライン】

→(ii) 消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン

【OEMガイドライン】

→(iii) 消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン

【長期使用製品安全点検・表示制度の問合せ先】経済産業省又はお近くの経済産業局にお問合せ下さい。

| | | | |
|----------------------------|---|---|-----------------|
| 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課 | 〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1 | http://www.meti.go.jp/ | 03-3501-4707(直) |
| 北海道経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 | http://www.hkd.meti.go.jp/ | 011-709-1792(直) |
| 東北経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 | http://www.tohoku.meti.go.jp/ | 022-221-4918(直) |
| 関東経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒330-9716 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 | http://www.kanto.meti.go.jp/ | 048-600-0409(直) |
| 中部経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 | http://www.chubu.meti.go.jp/ | 052-951-0576(直) |
| 近畿経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 | http://www.kansai.meti.go.jp/ | 06-6966-6098(直) |
| 中国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 | http://www.chugoku.meti.go.jp/ | 082-224-5671(直) |
| 四国経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 | http://www.shikoku.meti.go.jp/ | 087-811-8526(直) |
| 九州経済産業局 産業部消費経済課 製品安全室 | 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 | http://www.kyushu.meti.go.jp/ | 092-482-5523(直) |
| 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 商務流通課 | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館9階 | http://cshu.go.jp/mova/ | 098-866-1731(直) |

点検制度お客様向けチラシ

(LPガス販売事業者に関連する部分のみ抜粋)

重要なお知らせ(保存版)

事故を防ぎ、長く安全に使うために
「長期使用製品安全点検制度」が
平成21年4月1日からスタート。



製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」*では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

*消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

対象製品
(特定保守製品)



平成21年4月1日からは
現在お使いの製品*も
点検可能ですので、
詳しくはメーカーに
お尋ねください。

*平成21年4月1日よりも前に製造・輸入された製品



全国一斉LPガス保安高度化運動
LPガス保安高度化マニュアル
平成21年度版

発行

(社)エルピーガス協会
東京都港区新橋1-18-6 共栄火災ビル7F
電話 03-3593-3500
<http://www.japanlpg.or.jp>

無断複写複製(コピー)を禁じます。

